

決算審査特別委員会記録（総務委員会所管分）

日 時	令和4年10月21日（金） 午後1時00分～午後1時48分 午後1時54分～午後2時30分 午後2時30分～午後2時30分 午後2時36分～午後3時14分 午後3時19分～午後4時05分 午後4時10分～午後4時55分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎助川 忠弘 ○小川百合子 桜田慎太郎 佐藤 浩 鈴木 清丞 田中 晋 塚本竜太郎 浜田 智香子 平野 光一 福元 愛 武藤美津江 林 紗絵子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 危機管理部長（國井 潔） 防災安全課長（須藤勝己） 総務部長（飯田晃一） 次長兼人事課長（依田森一） 給与厚生室長（清水純子） 資産管理課長（山岡康宏） 企画部長（小島利夫） 次長兼経営戦略課長（稲荷田修一） 共生・交流推進センター所長（仁尾順一） DX推進課長（阿部信行） DX推進課副参事（畝山英晴） 財政部長（中山浩二） 次長兼市民税課長（小宮山 勉） 財政課長（岡村秀明） 契約課長（野口浩志） 収納課長（渡辺澄江） 資産税課長（橋爪良洋） 消防局長（相田幹夫） 企画総務課長（清水 徹） 火災予防課長（南 利之） 救急課長（鞍橋 隆） 指揮統制課長（木村 厚） 選挙管理委員会事務局長（関野昌幸） その他関係職員

午後 1 時開会

○委員長 それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

○委員長 本日は、総務委員会所管分を審査いたします。審査は、初日に抽せんを行ったとおりの順番で、会派ごとのローテーションにより一問一答で行います。もし一括のほうがやりやすい場合は、一括でも構いません。質疑に当たりましては、令和3年度の決算認定についての議案審査です。通告に沿って令和3年度の決算内容について行っていただきたく、くれぐれも一般質問にならないようお願い申し上げます。

なお、質疑時間はさきの委員会で確認しましたとおり、答弁を含め1人当たり20分程度でお願いいたします。20分の経過後直ちに打ち切るというものではありませんが、著しい時間延長のないよう、皆様、御協力をよろしくお願いいたします。御覧のように、モニターに残り時間を表示いたしますので、執行部の皆様も御確認いただき、できる限り簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、審査を行います。委員長からお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定ください。また、資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

執行部にお願いいたします。答弁に当たりましては、答弁ができる人から「委員長」と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を受けた上で、所属、名前を発言の上、また長い答弁にならないよう簡潔にてお願いいたします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは「反問します」と申し出てください。反問と、それに対する委員の答弁は、委員の質問の持ち時間には含めないものとします。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

○委員長 それでは、これより総務委員会所管分について審査を行います。

最初に、日本共産党、武藤委員さんより質疑願います。

○武藤 それでは、決算書の168ページ、会計年度任用職員についてです。会計年度職員の管理事務が1億3,965万円です。地方自治体の役割でもある住民の福祉の増進を行う仕事は、本来正規職員で行うべきものと考えます。そこで伺いますが、令和2年度に臨時職員を、会計年度任用職員に移行しましたが、令和3年度任用職員の採用状況を見ると、必要人数に満たない場合がありますが、それはなぜでしょうか。また、それはどのように対応したのでしょうか。

○次長兼人事課長 会計年度任用職員につきましては、令和3年度2,857人というこ

とで採用しておりますが、採用の必要数に達しない場合は、随時採用を行いまして、各所属のほうに配置するようにしているものでございます。以上です。

○武藤 臨時職員と会計年度任用職員との経費の面ではどうなっていますか。

○次長兼人事課長 大きく違うのが、期末手当が支給されるということと、あと単価の設定につきましては、基本的に行政職1の給料表に基づきまして単価設定をしているところでございます。以上です。

○武藤 臨時職員のとときよりも、じゃ会計年度任用職員になったときのほうが、待遇というか、そういうお給料面ではよくなったということなんですか。

○次長兼人事課長 そのとおりでございます。

○武藤 臨時職員よりも待遇がよくなれば、応募者も増えると思うんですが、応募者は増えているんでしょうか。

○次長兼人事課長 そうですね、事務職につきましてはある程度採用のほうができるような形ですけども、例えば保育士でありますと、やはり保育士不足、そういったこともございますので、なかなか必要数に達していないというところもございます。以上です。

○武藤 正職員と任期採用職員との割合なんですけれども、事務職については半々というふうに伺ったんですが、保育現場ではどうなんですか。

○次長兼人事課長 保育現場につきましては、保育サービスを提供する時間が朝7時から夜7時までということで時間数がかなり長くなっておりますので、そういったところで朝晩はかなり多くの会計年度任用職員を採用するなど、また障害をお持ちのお子さんとか支援が必要なお子さんなどもいらっしゃると思いますので、そういった面でかなり採用人数が増えておりますので、大体正規職員の2.5倍から3倍近くまで採用しているというところでございます。以上です。

○武藤 そうすると、正規職員よりも臨時職員のほうが2.5倍から3倍ということが多くなっているということですね。同じ仕事をしていて、お給料が違うというのは官製ワーキングプアを増やすことだと思ってしまうんですけども、柏市の経済や日本の経済にとっても賃金が安いまま使われるというのは、その経済にもマイナスになっていくのではないのでしょうか、どうですか。

○次長兼人事課長 正規職員と会計年度任用職員で責任の度合も違いますので、そういったやれる仕事も差がございますので、そういったところで賃金の差がついているということでございます。以上です。

○武藤 正規職員よりも2.5倍とか3倍の会計年度任用職員の方が多くいらして、それで職員の方とは違う仕事ですよということで本当にできるんでしょうか、正社員と同じような仕事をしているんじゃないですか。

○次長兼人事課長 基本的な考え方としましては、多様化する行政ニーズ、サービスに対応するために、正規でなくてもやれる仕事を基本的に切り分けて会計年度任用職員と正規職員ということで分けてお仕事のほうしていただいているというところで、保育園につきましては実際にそのクラスがありますので、クラスの配置基準

に基づいた形で正規職員を充てるということ取っておりますが、それ以外のやはり先ほども申し上げましたが、支援が必要なお子さんであったり障害をお持ちのお子さんに対応するために手厚く保育をするために、会計年度任用職員を充てているというところもございます。以上です。

○武藤 働き方として、じゃ会計年度任用職員の方は1年ごとに一応採用されるかどうかというのが決まるわけですね。それで、5年間連続した場合には1回そこで切れて、また新たに採用するというような形になりますか。

○次長兼人事課長 会計年度任用職員につきましては、翌年の採用につきましては人事評価、勤務成績を見まして採用を引き続き行うかどうかの判断をしています。その後4回それを繰り返しまして、その後5年たちまして、その後はもう一度選考という形で新たに採用し直すということで対応すると。以上です。

○武藤 会計年度任用職員の方が正規の職員になるということはできますか。

○次長兼人事課長 正規職員に転換する無期雇用ですね、転換するルールですが、こちらにつきましては労働契約法に規定されてございます。この労働契約法につきましては、公務員が適用がされないということになっております。以上です。

○武藤 今おっしゃったように、有期雇用のパートとか契約社員などの方は5年雇用すると、無期雇用のほうに変えなきゃいけないというふうになっているんですけども、今公務員のほうは適用されないとおっしゃったんですが、でもそれに合わせてやはり柏市独自で5年間任用職員として働けば、無期雇用にするというような制度を設けてはどうなんでしょうか。

○次長兼人事課長 基本的に正規職員の採用につきましては、地方公務員法に規定しておりますのは競争試験、そちらを実施するということになっておりますので、そちらのほうを受けていただくということになります。以上です。

○武藤 令和3年度の職員の採用の状況から見ても、1年ごとに見て評価されて、また次の年ということ、5年間会計年度任用職員の方が次に雇用されるというふうを考えられるわけですね。それで、経験も積んでいるわけですから、ぜひそういう方を無期雇用にして安心して働けるような環境をつくってほしいと思います。柏市の定員管理の課題と今後の方向性という計画の中では、いずれは正職員を減らして民間委託を進めるとかデジタル化で業務の効率化の方向が示されています。正規職員をいずれは減らしていこうという、やっぱりそういう考えなんですか。

○次長兼人事課長 定員管理の関係ですけども、当面は児童相談所の開所等もございます。あと行政課題への対応もございますので、増員をする必要はあろうかと思いますが、やはり持続可能な行政運営をしていくためには、その業務の見直しであったりDXの推進等も必要になりますので、人件費の抑制というか、そちらが必要になってくるというふう考えております。以上です。

○武藤 職員がいつ辞めなければならないのかというような不安定な働き方では、市民に対して責任を持った仕事ができるのか、またサービスの向上ができるのか、大変心配になります。正規職員の雇用を減らすのではなくて、増やして、きちんと

正規の職員を雇用していただきたいと思います。これは要望です。

それから、次に決算書175ページのコロナ禍における職員の労働環境についてなんですけれども、職員の健康管理事業に2,421万円ですけれども、残業時間を見ますと保健所が一番多く年間5万9,113時間、次にこども部で4万8,155時間、財政部では2万6,616時間となっています。一番残業時間が長い職員というのは何時間ぐらい残業していたんでしょうか。

○次長兼人事課長 保健所のほうで1,244時間が最大となっております。以上です。

○武藤 これは1日にするとどれぐらいになりますか。

○次長兼人事課長 すみません、後ほど回答申し上げます。

○武藤 これは過労死時間というか残業時間とか言われていますけれども、それをはるかに超えるような時間でお仕事されているんじゃないかなと思うんですけれども、コロナ前と比べてどれぐらい残業が増えているんでしょうか。

○次長兼人事課長 これも後ほど御回答申し上げます。

○委員長 じゃ、分かった時点で答弁をお願いします。

○武藤 コロナの感染の広がりの中で、保健所が大変ということで、ほかの部門から応援に行ったこともありますけれども、そういう場合にまたそこが職員が足りなくなると大変になるというようなこともありました。そういうときに、どのように職員確保したんでしょうか。

○次長兼人事課長 保健所につきましては、応援職員ということで、ほかの所属のほうから兼務辞令を発令しまして応援体制をとっているところです。以上です。

○武藤 じゃ、その応援に行ったところの部署も足りない人数でやっているわけですから、そこについては何か対応されましたか。

○次長兼人事課長 応援要請をお願いしている所属につきましては、人事課のほうでも年当たりの配置状況であったり時間外の時間数を見まして適切な人数を兼務ということで派遣しているところです。以上です。

○武藤 残業時間が多くなったのと、あと職員の方の健康面での影響というのがありますか。

○次長兼人事課長 病気休暇の面というところで、ちょっと見させていただきますと、2割程度増加しているというふうな数字で出ております。以上です。

○武藤 コロナ禍の下で、療養ホテルを開設したときにも問題になったんだと思うんですけれども、警備の職員の方とか介護士、あとはホテルの職員の方、そういう方たちを確保するのに人件費が非常に高くなったというようなことがありました。余裕をもって災害時のときに対応できるように、正職員の方を確保していくということが大事ではないかと思います。なるべくそういう正職員の方を多く採用していただきたいと思います。

次に、決算書の189ページ、防災対策事業です。防災対策事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業に7,023万円とありますが、これはどのような事業でしょうか。

○防災安全課長 決算書の191ページになるかと思います。7,023万円でございます

が、こちらについては委託料と工事請負費でございます。委託料につきましては、コロナ対策備品が増加したことに伴いまして、格納する大型倉庫、国道16号線沿い、分庁舎入り口のところに現在建築中でございますが、そちらの地質調査委託と設計委託になってございます。また、工事請負費につきましては、市内にございます避難所におけるコロナ対策の初動グッズを格納する小型倉庫、全部で88か所になりますが、そちらの整備工事費になります。以上です。

○武藤 コロナ禍の下で、感染した人とそうでない人の隔離というのはどうするのでしょうか。これまでと違った対応が求められると思いますが、避難所の在り方というのはどのようにお考えでしょうか。

○防災安全課長 コロナ感染が始まりまして、令和2年度に避難所の運営マニュアル、こちらを改正いたしました。そちらの中で、陽性者あるいは体調不良者とそれ以外の方の隔離というところで、動線を含めまして部屋を分けるですとか、あるいは2年、3年の間にパーティション等を備蓄いたしておりますので、そういったものを使って分けるような形でのマニュアルへの書き込み、あと訓練を通じての共有ということをさせていただいております。以上です。

○武藤 コロナと災害というか、感染症と災害が同時に起きた場合に、医療体制とか検査体制というのは十分に整わない中での防災対策として、どんなことを準備されたのでしょうか。

○防災安全課長 避難される陽性者の方については、避難時はどのような形、在宅避難あるいは避難先への避難については、保健所を通じまして陽性者の皆様にはご案内するような形でリーフレットを作成した経緯がございます。そういったもので、避難所に来た場合についての対応について3年度マニュアル等で整備いたしまして、消毒液ですとか、そういったものも併せて配備したところでございます。以上です。

○武藤 避難訓練についても、感染対策を考慮した対応が求められると思うんですが、それはどうでしょうか。

○防災安全課長 避難訓練につきまして、やはりこの令和2年、3年、随分と地域における訓練も減少している傾向がございます。ただ、最近になりまして増加も増えておりますが、その中で私どもがこの2年、3年の間に備蓄いたしましたコロナ感染対策備品の使用方法ですとか、そういったものも併せて共有しているようなところでございます。以上です。

○武藤 今後も感染症と大災害が起こる可能性があると思いますので、しっかりと住民の皆さんが安心して避難できるような対策取っていただきたいと思います。

それから、決算書213ページの投票率の向上についてなんですけれども、令和3年度衆議院選挙と市長選挙がありました。選挙の啓発事務事業に127万円なんですけど、投票率を向上するために工夫した点はありますか。

○選挙管理委員会事務局長 まず、公報紙として白ばらかしわの発行や、あとSNSを使った情報発信、それ以外に期日前投票所を商業施設等利用が多い施設につい

ては6日間から8日間としたところでございます。以上です。

○武藤 期日前投票所の推移を見ますと、令和2年に6か所だったところを9か所に増やしてから、それ以降増やしていないんですけども、これで十分だと考えていらっしゃるでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 期日前投票所については、市内おおむね9か所ということで、今住民も増えているエリアとか投票者が多いエリアなどもございます。相手方の都合にもよりますけども、今後もつくれるところについてはつくってきたいという考えはございます。以上です。

○武藤 郵便投票についてなんですけれども、対象者が要介護5ということなんですけど、令和3年度の郵便投票数は28人ということなんです。令和3年度版の市政概要で要介護5の方がどれぐらいいるかといいますと1,446人、これは令和2年度の方なんですけど、そうすると1,446人、大体1,400人ぐらいの方がいらっしゃるのに28人というのはあまりにも少ないんじゃないかと思うんですけど、郵便投票というのほどのように行うんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 まず、郵便投票をされたい方については、障害者手帳とか介護保険証、関係書類を添えて事前に郵便登録の登録申請をしていただきます。された方については、選挙時こちらから選挙がありますよという通知を出させていただいて、希望があれば郵送で投票用紙を送ってもらうという形になります。以上となります。

○武藤 そうしますと、やっぱり登録を先にしなければいけないということが大事だと思いますので、介護のほうと連携して、高齢者支援課とも連携した改善が必要ではないかと思うんですけど、どうですか。

○選挙管理委員会事務局長 現在一応ホームページとか広報かしわなどでは啓発はしてございます。あと障害者につきましては、障害福祉のしおりの中で啓発させていただいているというところです。なお、介護については、今現在そういった形でやっていないので、今後発行物等の中で記事の掲載等を一応考えてございます。以上です。

○武藤 ぜひケアマネジャーの方とも連携して、登録ができるように進めていただきたいと思います。

もう一ついいですか。

○委員長 全体通した所見などもしあれば、もし全体通した所見や意見などでしたら認めます。

○武藤 投票については、本当に投票率向上するというのが非常に大事だと思いますので、対象者が多くいるのに、なかなかその方たちが投票できないということのないようにしていただきたいと思います。以上です。

○次長兼人事課長 すみません、先ほどのお答えできなかったことにつきまして、お答えいたします。

保健所の最大で1,244時間やった職員がおりますが、単純に計算しまして365日で

割りますと3.4時間ということになります。また、時間外のトータルですが、令和3年が保健所のトータルが5万9,113時間、令和2年が2万7,182時間ということで、3万1,930時間増加しております。以上です。

○武藤 では、以上で日本共産党、武藤委員さんの質疑を終わります。

○委員長 続いて、平野委員さん、どうぞ。

○平野 それでは、決算書の204ページからですが、市税の収納、滞納整理、債権管理業務についてということで質問いたします。令和3年度の第1回定例会の施政方針で、前市長は新型コロナの影響により大幅な減収が見込まれるという見通しを示していたわけですが、実際この決算を見ますと、市税だけ見ますと実際は0.2%の減、1億6,000万円にとどまっているんですね。この大幅な減収の見込みが、僅かな減収にとどまったことをどう分析しているのでしょうか。

○収納課長 今いただきました質問、減収1億6,000万円にとどまった理由なんですけども、コロナの徴収猶予による滞納繰越分がございました。その徴収をしっかりとしたことによって、大幅な減少をこの1億6,000万減というところでとどめたと認識しております。以上です。

○平野 しっかりと徴収した結果だと、しかもそれはコロナ特例で猶予なんかされていた分が、それ令和2年分の猶予が令和3年でしっかりと取ったということなんですね。それで、令和3年度の徴収猶予が15件だった。換価の猶予が33件で、合計48件だったというのは9月議会での答弁でした。あわせて、執行停止は1,985人だったということです。これが多いと考えるか少ないと考えるかなんですが、いかがでしょうか。

○収納課長 それぞれ適切なタイミングで周知を行ってきた結果と考えております。その結果に申請を受けて許可した件数であるため、妥当な件数であると考えております。以上です。

○平野 個人市民税の滞納者は、現時点でというか、令和3年の末でもいいんですけど、何人ですか。現年度分と滞納繰越分合わせて何人いらっしゃいますか。

○収納課長 申し訳ございません。滞納者数、正確な数字、手元に把握してございませんので、分かり次第、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○委員長 平野委員、よろしいでしょうか。

○平野 対象となる人のほとんどが、こういう徴収猶予、換価の猶予、執行停止がされたかどうかというのは、私大いに疑問なんです。今日これは総務省からの通知を、令和2年から令和3年にかけての通知たくさん出ているんですが、令和3年の2月2日付の総務省の通知ですけれど、タイトルは新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者に対する猶予制度の周知についてというタイトルで、徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等に明らかに徴収の猶予等の終了する納税者等や新たに徴収猶予等の対象となり得る納税者等に対し、猶予制度の活用等について各地方団体においても制度の周知、広報に積極的に取り組んでいただくよう

お願いします。つきましては、別紙のとおり地方税におけるリーフレット例を作成しましたので、適宜加工の上、納税者等への案内、ホームページ、広報紙への掲載、窓口への設置などに御活用くださいということで、こういう総務省がつくったリーフレットも添付されているんですけども、このリーフレットは作ったのでしょうか。

それから、今しっかり収納した結果、令和2年分の猶予の人なんかを令和3年度しっかり徴収した結果だというふうに言ったんですけど、ここで言っているように猶予期間が終了する納税者あるいは新たに猶予に該当すると思われる納税者に、しっかり周知しなさいというのが総務省の通知なんですけど、そのリーフレットは作ったか、それからしっかりと対象となる納税者に案内したか、ホームページや広報かしわに掲載したか、窓口を設置したかという点でどうでしょうか。

○**収納課長** 前年度猶予を受けた方への周知ということなんですけども、許可をした方へ猶予が終了する際の文書に引き続き納付が困難な場合は納税相談を行うように促す文面を入れてございます。また、窓口ですとか、あと広報紙のほうへも記載はしております。ホームページへも納税が困難な場合は、相談をするようにという案内をしてございます。以上です。

○**平野** 令和3年の当初予算のときに、この大幅な減収が見込まれるというふうに言ったけれど、減収は僅かだったと。その理由として、令和2年度に猶予した人の分を令和3年度期限が来たのでしっかりと徴収したということなんです。その対象者等に対して、これが多いか少ないかというのと、しっかり周知した結果44件猶予、換価の猶予、徴収猶予、これはあまりにも少な過ぎると思うのです。コロナは現在も続いているわけですけど、令和2年、3年、4年って続いているわけですけども、この猶予が必要になった人が暮らしが収入が改善したということは、私はちょっと評価が違うんじゃないだろうかというふうに思います。

それで、決算意見書、意見書がやはりそういう評価しているんですね。決算意見書の17ページですけど、こういうこと言っています。新型コロナの影響により納付が困難な市民への配慮を行いながらという前提ですけど、歳入の確保に向けて堅実に取り組んだことを確認したと、その収納率の向上ですね。それから、債権、収入確保の観点はもとより市民負担の公平性確保の観点からも、債権は本来市に納付されるべきものであるとの認識のもと、各部署において引き続き収入未済額の縮減に取り組まれたという意見が書かれています。私は、これは今現在コロナで国民の暮らしが大変になっている中で、この文面から見れば、意見書の内容から見れば徴収強化が強調されて、これ言っていますよ。その市民への配慮、困難な市民への配慮を行いながらと言っているけれど、結論は徴収強化をやった結果、収入が確保できたと、これからも頑張るってその徴収せよというのが、この意見書の内容なんです。私は、これは決して受け入れられる見方じゃないというふうに思います。

それで、先ほどの意見書の記述なんですけど、市民負担の公平性の確保というのがよく言われます、徴収の分野で。しかし、皆さんも御存じのように、住民税も、それから国民健康保険料も応益負担部分がありますよね。収入所得に関係なしに課税

される、賦課される部分がありますでしょう。特に国民健康保険なんかでは均等割とか平等割と言われる部分ですよ。この部分が収入に比例してないわけです。収入に関係なしに係る部分です。こういう賦課が不公平なんですよ、本来。もともと税金というのは応能負担が原則でしょう、能力に応じて賦課して徴収する。ところが、日本の制度は税も保険料もそんなふうになっていない。それでありながら、こういう徴収のところだけは市民負担の公平性の確保というふうなこと言うわけですね。だが、それは誤りだろうというふうに思います。

次に、201ページ、ふるさと寄附金事業です。このふるさと寄附金というのに対しては、共産党はこれは本来の地方交付税制度、どこに、どんな自治体に住もうと住民が等しくサービスが受けられるようにという制度なんだけど、そういう面から見れば、このふるさと寄附金の制度というのは、その制度の、交付金の趣旨、地方交付税制度の趣旨からいえば、私は邪道かなというふうに思うんですけど、しかし一方で指摘されているように、9億円以上のマイナスだったと、結局市に入ってくるふるさと寄附金から出ていった、柏市民が他の自治体に寄附した分を差し引きすると、9億円マイナスになっているよということなんですけど、これも重大です。それで、いただいた資料を見ますと、市内で49件と、市民が柏市にふるさと納税したのは49件という実績なんです。これは余りにも少なく、市民もあえて言えば市の職員も柏市に住んでいる市の職員も、ほとんど柏市にふるさと寄附金をしてないですね。

それで、返礼品がどうかということもあるでしょうけれど、前の市長の下で「We Love Kashwa」というキャンペーンが張られたんですが、この「We Love Kashwa」のキャンペーンが決して成功していないということの現れでもあると思うんですけどね。やはりこのマイナス9億円というのは、大きな金額ですから、これ力入れる必要あると思うんですけども、新しい市長の下で、本当に愛される柏市というのはどういうまちなのか、どうなれば市民から愛され、あるいは柏を離れた、ふるさと柏を離れた人たちから、ふるさと意識を持って愛される存在としてなるのかということ、やはり考えるべきだなというふうに、私議員の立場からもそんなふうに思います。

それで、決算審査意見書の18ページですけど、こんなふう書いてます。話題となるような返礼品の創出等に加え、目の前にある社会問題の解決を応援したいという共感を得られるような寄附金の使い道など検討していただきたい。加えて、市内外の方に魅力的な市であると感じてもらい、当市への寄附が促進され、ひいては柏市に住みたいと思われるようなPRを期待したいということなんです。それで、こういうふう書いてるんですけど、PRのうまいか下手かの問題じゃなくて、やはり柏市の実態そのものがよくならなきゃいけないだろうと思うんですけど、この決算意見書の指摘なんですけど、これは可能でしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおり、監査の指摘でも都市部にどうしても不利な制度だということでございます。そのために今現在担当課である市民税課が中心

となって、これはオール柏で関係各課と協力しながら、返礼品の発掘や開発を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○平野 私は、返礼品だけではないだろうというふうに思いますので、ぜひ返礼品があってもなくても柏を応援したいというふうなまちになるように、お互いに努力したいものだというふうに思います。

それで、次に人事管理、職員採用について、先ほど武藤委員も触れたんですけれども、9月議会かな6月議会ですか、鈴木清丞委員も職員の採用の問題について取り上げました。柏市を希望するというか、職員が年々減っている。一旦採用したけれども、辞めていく、あるいは他の自治体に転職する、そういう職員もいると、もちろん逆に他の自治体から柏に来ている職員もおられるわけなんですけれども、私ヒアリングの最中にこんな資料をいただいたんですが、柏市人材育成基本方針、これ平成24年3月の日付で、ですから2012年なんです、秋山市長になって2年目、3年目の頃のものですね。その後、これは改定されてないんですかね、これがまだ生きてるわけでしょうか。

○次長兼人事課長 そちらの方針は、変更はしておりません。以上です。

○平野 この中に、行1、行2職員へのアンケートを基にこれをまとめられているんですけれども、こんなふう書いてますね。柏市役所に活力がないと感じている職員が多いということで、活力がないと強く思う、少し思う、という職員が全体の57.7%です。それから、仕事を進めるとき、前例踏襲で余計なことをしないで済ますように考えていることがあるかという問いに対して、よくある、たまにあるが62.9%です。そういうことなんですね。それで、なぜ柏市役所が活性化しないのかという理由、一番多いのが努力を怠っても一定の給料が補償されているということですが、前例踏襲、事なかれ主義的な考え方が蔓延している。それから、事務分担に偏りがある。職場におけるビジョンや目標が見えない。新しい考え方や仕事のやり方を取り入れることに抵抗がある。この5つの項目が200人以上で、ですから多いんですけれども、多くの職員がそういうふうに考えている。こういう職場だと、もちろんその後10年たっていますから、改善された面もたくさんあるんだろうと思うんですけれども、こういう職場だと私ももう年ですから、若い人の気持ちが把握できるかどうか分からんけど、こういう職場だと若い人、来たくないですよ。そんな職場で働きたいって思わないんじゃないかなと思うんだけど、その後10年間で、このアンケートはもっと頻繁にやっているのかもしれませんが、変化はあるんでしょうか。

○次長兼人事課長 人材育成基本方針、10年たっておりますけれども、この方針に掲げられている求められる職員像、能力、職員の能力ですね、こちらのほうを引き出すために、これに基づく研修計画という形で、毎年度この方針に基づいた形で出しております。また、研修につきましては研修を受けた後のアンケートを実施しております。その中で必要な、どういった研修を受けたいとか、そういった要望等も組み入れながら、よりよい研修をしていっているというところでございます。

また、職員のやる気といいますか活力といいますか、そういったところを引き出すために、今人事評価制度につきまして所属長に対する研修であったり、担当リーダーへの研修、また被評価者、評価される側の研修も行いまして、公平公正にそういった評価がされるような形で職員の意欲、能力を引き出していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長 平野委員、切りのいいところでまとめてください。

○平野 職員採用に当たっての、やっぱり柏市なりの工夫というのが必要だと思うんですけど、そういう面で私ヒアリングの中でも聞いて驚いたのは、この職員採用試験委託というのがあるって、その採用試験については問題や何かも含めて、採点も民間に委託しているというんですね。それから、昇任試験についても外部の人が入って評価しているということがあるんですけど、やはり柏市にはどんな人材が必要なのか、どういう志を持った人が必要なのか、それからそういう志を持って頑張りたいと思ってる若者が、この職場だったら頑張れるというふうな、そういう職場にしていくためには、市役所にしていくためには、何が必要なのかということをしっかり考えていく必要あると思うし、それからこの人材育成基本方針、10年間変えていないということですけど、これも市長、本多市長から秋山市長、秋山市長から太田市長と今代わってきているわけで、その方針もやはりとは見直す必要があるし、それから有能な若者に来てほしいといったときに、こんな柏市だから、私もホームページ見ましたけれど、ホームページを見る限りではまちの勢いだとか、人口が増えている、まちがビルがたくさん建っている、自然も紹介されているけれど、そういう市役所の外のことでしか魅力の発信ができていない。だから、市役所内部の魅力というのを応募者に、応募者というか学生の皆さんにアピールできるような、そういうものが大事なんじゃないかなと思うんですよね。ぜひそういう方向で頑張っていたきたいなというふうに思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

○平野 もう一言、職員採用で例えばここに来ている皆さんのもう出身の大学だとか専門学校なんかの後輩が、柏市に試験を受けようと思いたいますが、どうでしょうかかねといったとき、やめとけ、やめとけというふうなことではだめですね。だけど、このアンケートを見る限り多くの方がそう思っているわけですよ。いや、柏市へ行ったら苦勞するよと、もう仕事にやりがい失っちゃうよみたいな、そういうことになったら駄目なので、極めて大事なことだと思いますので、頑張ってお互い、私もお互いに頑張って、そういう有能な若者が集まる、意欲を持って働ける、志を持って働ける、そういう市役所にしていただきたいなということを申し上げて終わります。

○収納課長 先ほどの個人住民税の滞納者という御質問だったんですが、税目別にはちょっと把握しておりませんので、全体で約1万5,000人前後と把握しております。以上です。

○委員長 では、以上で日本共産党さんの質疑を終わりにして、ここで暫時休憩い

たします。

午後 1時48分休憩

○

午後 1時54分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、質問を続行いたします。休憩は2人ごとに5分の休憩を入れさせていただいております。会派別でやっているので、大体2人ずつですと切りがよく分かれていきますので、御理解をお願いします。

それでは、次に柏清風、浜田委員さん、どうぞ。

○浜田 よろしく申し上げます。順不同でまいります。まず、報告書136ページの安全管理事業なんですけど、こちらのドローンの運用による不法投棄監視活動というのがあるんですけど、そちらの効果について、あとは目視での監視活動との効果、成果の違いについてお示してください。

○指揮統制課長 ドローンによる不法投棄監視活動については、環境部の産業廃棄物対策課の業務となりますので、さきに言った回答を答弁させていただきます。目視による調査活動とドローンによる監視活動についての比較についてですが、目視による調査方法は、車両等による路上パトロールによる調査が中心となります。平面による調査になるため、敷地の奥の堆積物など、隅々まで確認することが難しく、過去にはヘリコプターを委託してスカイパトロール調査を実施した経緯があります。1回の飛行に約200万の委託費用がかかり、ヘリコプターの場合は事前に飛行計画を提出するため、飛行中の経路変更などができず、再確認や細かい部分の調査ができないというデメリットがあったと聞いています。

ドローンによる監視活動では、さきに述べたヘリコプターによる調査と比較すると、航空法等の規制は同様ですが、気になるポイントをフォーカスできるなど、より柔軟な調査が可能になりました。飛行回数にも制限がなく、騒音や展開するスペースがコンパクトになり、非常に有効な調査ができると伺っております。以上となります。

○浜田 そうすると、令和3年度においては、操縦資格の取得だと思うんですけども、今年の12月5日から国家資格がスタートすることによって、第三者上空とか目視外飛行などが可能になるということで、先ほど航空法は同様というふうにおっしゃっていたんですけども、その要は見えなくて自分で目視ができないところまで飛ばせるようになるということなので、令和3年度でこちらの事業内容というのは、そのものに関しては一旦一区切りで、令和4年度、今年度に関してはちょっと切替えをしていく方向なのかということについてはいかがでしょうか。

○指揮統制課長 ドローンの国家資格についてですけども、消防局が保有するドローンは、国土交通省に登録申請をすることで災害時の特例として、飛行時は飛行禁止区域が一部除外されております。この規定については、今後も変更はないことから、災害時の飛行については国家資格を有することなく飛行が可能となります。国家資格を有した場合メリットがあります。1つは、人口密集地域による目視外飛行

が可能になること、そしてドローンによるスカイパトロールで国交省への申請が必要でなくなることを聞いております。しかし、現時点では資格取得に必要な費用などが不透明なところが多くて、確実な答えには至っておりません。今後の動向を踏まえて検討したいと考えております。以上です。

○**浜田** おっしゃるように、その経費なども相当民間との差が開くかなというところは言われていますし、民間の操縦資格と国家の操縦資格というのは、今後も並行してやるというふうなことも聞いていますので、その辺は経費、受講して取得するまでの時間も結構かかることもありますので、その辺りちょっと考えながら、ただ必要な場合もあるかと思うので、そこら辺は必要であれば数名取得するとか、そういったことも視野に入れながらやっていくべきではないかなと思います。こちらは以上です。

次、防火対策推進事業なんですけど、感震ブレーカー設置補助事業についての周知の方法、あと目標件数等についてお知らせください。

○**火災予防課長** 対面による周知活動を行い、年間100件の目標としてまいります。令和3年度は、コロナ禍の中、広報紙と非対面による広報周知活動を行いましたけど、設置数は伸ばせませんでした。以上です。

○**浜田** もう少し詳しくお知らせください。聞き取りのときには、もう少し詳しく教えていただいたと思うんですけども。

○**火災予防課長** 防災イベント、防火指導等の対面による広報活動にて周知いたしております。参加時にはブースを設けまして、感震ブレーカーについて説明を行い、実際にデモ機に触れて、あと感震ブレーカーの必要性を認識してもらい、設置を促してまいります。設置目標件数といたしましては、防災アセスメント調査の結果を踏まえて設定しておりますけれども、5年で500件、年間として年間100件の設置を目標としております。令和3年度の広報活動としては、コロナ禍ということもありまして、非対面での広報活動を行いました。方法としては、ホームページ、広報かしわの掲載、感震ブレーカーの動画を作成してのユーチューブによる動画のアップということでございます。以上です。

○**浜田** ありがとうございます。いろいろと周知の方法はもうこれからICTなんかも活用したら広がると思うんですけども、1,000棟を目標にしているというふうにお伺いしているんですけども、やはりそのうちの7棟になると、かなり目標値にはかなりまだ先があるなというイメージがあるんですけども、そもそもその対象がどれくらいいるかということもあるので、なかなか難しい話でもあるかなという気がするんですけども、やはり例えばですけども、地震の体験車だとか、そういうところで周知するとか、そういうちょっとぜひ広く考えていただくとか、そういったことも必要なかなと思いました。こちらは以上です。

通信指令施設の整備事業、137ページです。高所カメラシステムの設置による効果についてお示しください。

○**指揮統制課長** 高所カメラシステムの設置による効果についてですが、以前は柏

市内に2か所の東京電力の鉄塔に高所カメラを設置しており、令和3年度から市内のマンション2か所、そして南部クリーンセンターの煙突に1か所、計3か所の6台を設置しております。高所カメラの設置位置が以前の鉄塔では100メートルでしたが、新規に設置したマンションでは最高128メートルの高さに設置しております。また、市境の鉄塔から市内の高層マンションに設置替えしたことから、死角になっていたエリアが減少し、災害現状等が容易に確認できるようになりました。さらに、新規契約した通信費用が安価となり、ランニングコストの減少が最大の効果と認識しております。以上となります。

○浜田 ランニングコストの減少というのは、どの程度なんですか。

○指揮統制課長 以前の回線ですが、通信回線なんですけど、指令システムを介する専用回線を使用していました、月に約54万円、年間で約288万円かかっていたんですけども、新しいシステムに替えまして、これ無線通信ということで無線手数料が年間1万と110円に変更になりました。以上です。

○浜田 あとその視角の減少というところですけども、市内の今の程度まで何%だとか、そういうところまでカバーできているんでしょうか。

○指揮統制課長 市内に6か所カメラが設置をしており、例えばその方向性から高層のマンションの陰とかは視界になって見えないんですけども、ほぼ網羅できるということになっております。以上です。

○浜田 分かりました。これちなみにプライバシーのプライバシーマスクというと思うんですけど、そちらについてはいかがでしょうか。

○指揮統制課長 その点についてもしっかりとセキュリティーかけております。以上です。

○浜田 分かりました。続きまして、少し戻ります。報告書42ページの男女共同参画社会の施策推進事業ですが、まず啓発事業から令和3年度の事業評価について簡潔にお答えください。

○共生・交流推進センター所長 令和3年度は、男女共同参画講座を2回、女性の貧困に関するもの、また女性と防災に関するものを行いました、募集人員104名に対して参加者49名という実績でございました。以上でございます。

○浜田 ありがとうございます。こちらは様々幅広い形の啓発事業ができるかと思うので、引き続きよろしく願いいたします。

こころと生き方相談についてですが、こちらは第2木曜日のみ14時から20時というふうに夜間の開設もしているかと思いますが、こちらの夜間実施効果と反響についてお聞かせください。

○共生・交流推進センター所長 夜間相談は、平日お昼お仕事等をされている方のために、夜8時まで相談を受けております。相談の実際の利用率は7割程度で、ほかの時間帯と比べても遜色ありませんので、一定の利用者があるものと考えており、今後も続けたいと考えております。以上でございます。

○浜田 分かりました。次の講演会、審議会等の保育なんですけども、そもそも保

育を実施する講演会、審議会というのはトータルでどれくらいあったんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 対象は、庁内で行っている全ての審議会とか、またはイベント事、一応対象とはしておるんですけど、コロナの影響により令和2年度では7回の利用で、11人の利用、令和3年度はもうコロナの関係で1回で1人の利用となっております。以上でございます。

○浜田 コロナの影響もある、かなり大きいんじゃないかなとは思いますが、やはりせっかく実施するので、あと保育士さんもこれ2名いらっしゃるといふふうに伺っています。なので、その辺りの安全性の確保をすることによって、やはり影響、コロナの影響あるけども、出なきゃいけない審議会もあるし、出なきゃいけない会議はそれぞれあると思うので、その辺が安心して出られる体制または周知、また啓発のほうを重視してやらないと、預けられるから出られるということなので、その辺が数字だけ見てもあれですけども、もう少しこちら辺取組を深めていかれるとよろしいのかなと思います。また、ちょっと今後増えるのかもしれませんが、これはコロナの影響が大きいということで、よく理解はしております。

引き続きまして、43ページの職員研修事業なんですけど、これ先ほどもちょっとありましたけれども、今度採用後の話ということで、市役所として担当の課のお考えとしては、どのような知識や能力の習得が必要と考えて、この研修内容を設定して実施したのか、お示してください。

○次長兼人事課長 研修につきましては、柏市人材育成基本方針に基づきまして、求められる職員像、能力ということで、チャレンジ精神にあふれ、改善、改革を推進する職員、市民と対話できる職員、課題形成、政策の提案、実施ができる職員、全体の奉仕者としての意識を持った職員の4項目を掲げまして、研修計画を立てているところでございます。以上です。

○浜田 それは、先ほど平野委員おっしゃった人材育成基本方針というのにも含まれているのかなと思うんですけども、やはり先ほど来出ていますけれども、時代、時代にあって見直しをしていく必要は私もあると思っていて、例えばですけども、そのDXの推進というのが課もできたこともあって、やはりそちらの分野で必要なITリテラシーとかスキルの底上げとか、そういったデジタル人材も必要になってきたりとか、そういうちょっと幅も広まってくるということなので、そちらの育成についても考えていかれるべきかなと思いますけれども、そちらについてはいかがでしょうか。

○次長兼人事課長 デジタル人材の育成につきましては、人事課におきましては特にDXの入り口として課題発見、課題の把握能力を養うために、データ分析、活用研修をデータ分析室と連携して実施しております。また、DX推進課においても課題解決のための手段として、デジタル化やデジタルツールを活用するための勉強会を令和3年度より実施しているほか、デジタル意識を醸成するためのDX通信の全庁配信や情報セキュリティ研修を実施しているところでございます。以上です。

○浜田 もう既に御存じだと思いますが、やはり研修を受けて、そこから先のもの

のビジョンというのが、それぞれ明確になって初めて研修の成果というのが上がるというのは、私自身も感じているところではあるので、その辺り採用後の個人のビジョンを明確にするというところの研修事業というものを引き続き行っていただきたいなと思っております。こちらは以上です。

続きまして、職員健康管理事業、報告書44ページです。まず、会計年度任用職員の雇用時以降の健診というのについて、こういった状態になるのか、お聞かせください。

○給与厚生室長 会計年度任用職員の健康診断につきましては、労働安全衛生法に基づき正規職員と同様に採用の初年度に職員に対する雇入れ健診及び年1回の定期健康診断を実施しています。定期健康診断の健診項目につきましては、会計年度任用職員は法定の項目を実施しております、正規の職員につきましては法定の項目に加え法定項目以外も任意で実施しているところでございます。以上です。

○浜田 分かりました。ここはちょっと何日出勤するとか、そういうことで違うのかもしれないんですけども、やはり同じ人間で、同じように働いているということ、それが前提なので、ここ項目が違うだとか、そういうことというのは見直していくべきだとは思いますが、その辺の御検討いただければなと思います。御答弁は結構でございます。

続きまして、報告書45ページの情報化推進事業です。これちょっと先ほどとも少しかぶりますけれども、情報処理やITに強い人材の確保状況というのは、どのように把握されていますか。

○DX推進課長 DXの人材確保につきましては、市の職員の中でIT業界での勤務経験がある職員ですとか、大学で情報を専門に学んでいた職員、それからIT関係の資格を有する職員をDX推進課に配置するようにしております。以上です。

○浜田 デジタル庁なんかも、民間企業経験者だとか、あとITスキルの方の積極的採用についても推進していますので、その辺りしっかりいい人材が集まってくるといいなと思います。ここ電子申請システムの移行というふうな形で記載がありますけれども、職員さんの負担軽減についての効果というのはいかがでしょうか。

○DX推進課長 電子申請の推進によりまして、これまで紙による申請の際に発生していたデータの手入力ですとか電話によるお問合せが減るなど、そういった点で業務時間の削減につながっていると認識しております。以上です。

○浜田 DXは、もう本当に市民の情報を用いて行うことから、マイナンバーカードなどもありますけれども、市民と行政とのコミュニケーションがしっかり取れているかということ、後はメリットを理解してもらえるかというのが市民サービスの本当の意味での向上と考えています。なので、伝える側もしっかりメリットを把握して、ぜひ同じ目線で進めていく方向でお願いしたいと思いますが、それを鑑みて市民のメリットという観点についてどう考え、事業を行っておられたか、お示してください。

○DX推進課長 先ほど御答弁申し上げた電子申請につきましては、市民の皆様が

市役所にいらっしゃることなく、どこでも手続ができるような、移動時間の削減ですとか、そういった効果をお返しできるというふうに考えております。また、令和3年度の具体的な市民サービスの向上につきましては、ラコルタ柏や柏地域医療連携センターにおきまして、Wi-Fi環境の整備を行いまして、利用する方々がオンライン会議や研修等に利用できるインターネット接続環境を整備しております。以上です。

○委員長 よろしいですか。では、以上で浜田委員の質疑を終了いたします。

○委員長 続いて、桜田委員さん、どうぞ。

○桜田 よろしくお願いたします。通告に従い、質問させていただきますが、一部割愛させていただきます。まず初めに、報告書の45ページ、防災対策事業についてお伺いたします。前年度より決算額が増額した要因をお聞かせください。

○防災安全課長 防災対策事業の決算額が増えた理由といたしましては、ソーラー式非常用の防災の蓄電池を新たに購入したことですとか、市内西原小学校の耐震性井戸付貯水装置改修工事を実施したことが主な理由でございます。以上です。

○桜田 市民、地域の防災力を向上させる事業を実施とありますが、こちらどのような事業を実施したのか、お聞かせください。

○防災安全課長 防災対策事業の市民、地域の防災事業力の向上につきましては、具体的には避難所運営委員会立ち上げに関する講師謝礼金ですとか、まだ避難所運営委員会が立ち上がっていない地域も多々ございます。そういうところにつきましては、相談がありました時点で私ども講師を派遣するなど、また防災安全課の職員を派遣するなどしまして、立ち上げ支援を行っているところでございます。以上です。

○桜田 自主防災組織事業にて講義映像を制作しましたが、こちら今後どのように活用していくのか、お聞かせください。

○防災安全課長 こちらの防災講習会の講義映像でございますが、これは新型コロナウイルスの影響ございまして、これまでは集合型で行ってございました地域防災リーダー講習会ですとか、女性向けの地域防災リーダー講習会、そういったものが難しいというようなところございまして、新たな取組といたしまして令和2年度から講義映像型にしたところでございます。また、インターネットで配信するほか、DVD等の貸出しも行っております。今後より活用いただけるように、広く住民の皆さんに周知をしていければいいかなというふうに思っております。以上です。

○桜田 柏市水防計画修正業務委託とありますが、こちらなぜ修正が必要になったのか、理由や修正内容をお聞かせください。

○防災安全課長 こちらの水防計画の修正でございますが、災害対策基本法に基づく地域防災計画の風水害編に統合したわけでございますが、こちらにつきましては令和3年の5月、災害対策基本法が改正されまして、避難情報の表現の見直し、警戒レベルの避難判断の変更等がございました。そういったことに伴いまして、修正

を行ったところでございます。以上です。

○桜田 ありがとうございます。引き続き万が一の災害に備えるなど、市民の防災意識の向上に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、報告書の48ページ、安全で安心なまちづくりの推進事業についてお伺いいたします。まず、街頭防犯カメラの設置についてです。街頭防犯カメラの既設カメラの更新を行いました。更新時期をお聞かせください。

○防災安全課長 街頭防犯カメラにつきましては、おおむね3から6年程度の耐用年数を前提に更新しております。以上です。

○桜田 防犯カメラの設置総数が142台となっておりますが、そちらの理由をお聞かせください。

○防災安全課長 街頭防犯カメラにつきましては、現在142台でございますが、一応上限を145台とありますが、ランニングコスト等の影響ございますので、上限を決めておるところですが、毎年設置場所ですとかにつきましては、警察とも協議を重ねまして、設置場所の変更というのをやっているところでございます。以上です。

○桜田 ぜひ効果的な場所に設置のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、振り込め詐欺対策についてですが、令和3年度の振り込め詐欺の被害状況をお聞かせください。

○防災安全課長 振り込め詐欺、今年も大変数が増えておりまして、もう既に昨年度を上回る被害額が出ているような状況でございます。昨年度の振り込め詐欺の手口ですとか、そういったもの、昨年1年間、1月から12月になりますが、警察統計になりますので93件、1億8,000万円の被害が出ております。その中でも、オレオレ詐欺というものが昨年に比較しまして数が増えているような、令和2年度から令和3年度に比較しまして増えているような状況でございます。以上です。

○桜田 振り込め詐欺が増加傾向にありますけども、最近の手口や動向をお聞かせください。

○防災安全課長 昨年に引き続き、直近の被害でもやはりオレオレ詐欺というような形で犯罪者側と被害者側が1対1でやり取りが成立するような被害が発生しているような状況でございます。以上です。

○桜田 預貯金詐欺というものは、どのような詐欺になるのでしょうか。

○防災安全課長 こちらにつきましては、銀行口座等からの引き出しを行うような詐欺でございます。以上です。

○桜田 それと分けて、キャッシュカードのすり替え詐欺というのはどのような詐欺になるのでしょうか。

○防災安全課長 こちらにつきましては、直接対面型で会ったときに、キャッシュカードを交換する、被害者から犯罪者がキャッシュカードを持ち出すというような詐欺でございます。以上です。

○桜田 振り込め詐欺被害防止及び補助事業の周知のため、チラシを作成し、10万部送付しましたが、こちらのコストをお聞かせください。

○防災安全課長 こちらのチラシでございますが、実際13万部印刷はしてございます。10万部を通知はいたしました、実際13万部作成いたしました、43万4,500円執行してございます。以上です。

○桜田 チラシの配布以外には、どのようなPR活動を行っていますでしょうか、お聞かせください。

○防災安全課長 今回チラシを通知した以外にはキャンペーンですとか防犯講習会、防犯講話等で地域の皆さんに配布しているようなところでございます。以上です。

○桜田 ありがとうございます。続きまして、客引き等対策事業についてですが、客引きしない宣言店の加盟店の普及状況についてお聞かせください。

○防災安全課長 客引きしない宣言店につきましては、令和3年度時点、令和3年度末時点で117件と、コロナ禍によりまして店舗が閉店したりだとか多少入替えがございます。そういったところもございまして、件数としては横ばいでございます。以上です。

○桜田 条例を遵守する飲食店等に客引きしない宣言店ステッカーを交付し、積極的な支援を実施とありますが、どのような支援を行っているのか、お聞かせください。

○防災安全課長 こちらの客引きしない宣言店に加盟いただいている事業者の皆様により広く広報いたしました、また参加加盟されていない方への店舗への周知も含めまして、客引き対策協議会のほうで市内の柏駅周辺のマップを作りまして、その加盟店舗を落としているほか、そういったマップをホテル事業者等に配布いたしました、周知しているところでございます。また、ホームページ等でもそういったものは周知してございます。以上です。

○桜田 御説明ありがとうございます。引き続き市民の安心安全のために、お取組のほどよろしく願いいたします。

次に、報告書の136ページ、安全管理事業についてお伺いいたします。大型免許、小型船舶免許取得事業費が追加されましたが、事業内容の説明をお願いいたします。

○指揮統制課長 本事業は、令和3年度に消防署職員課から移管された事業になります。消防自動車を運行する際は、普通免許で運行できる救急車や指揮車など以外は、中型免許以上の資格が必要となります。また、救助艇及び水上バイクについても水難救助現場で運行する際に小型船舶免許が必要なことから、公費負担により免許を取得させ、機関員の確保を目的として事業を行っております。以上です。

○桜田 大型免許、小型船舶免許を取得事業による効果をお聞かせください。

○指揮統制課長 取得による効果ですが、消防局といたしましては、災害に備え常に良好な運行状態を維持するため、資格が不足することがないように毎年度充足しているところです。以上です。

○桜田 御説明ありがとうございます。特に最近では水害が目立ちますので、引き続き災害や水難救助事故に備えて取組のほどよろしく願いいたします。

次に、報告書の136ページ、防火対策推進事業についてお伺いいたします。決算額が前年度より減額した要因をお聞かせください。

○火災予防課長 購入した備品の金額の差と感震ブレーカー設置補助金の執行の差でございます。備品購入費が著しく違うため、令和2年に自衛消防協議会で使用する非常用放送アンプを購入し、72万6,000円となります。補助金申請額が少なく31万9,200円のマイナスとなったというところでございます。

○桜田 先ほど浜田委員からも質問がありましたが、私も感震ブレーカーの設置補助件数が減っており、大変伸び悩んでいるように感じます。今後は、どのような広報活動をしていくのか、今後の展望をもう少しお聞かせください。

○火災予防課長 今後の感震ブレーカー設置事業ですが、防災イベント、防火指導等の対面による広報活動について周知してまいります。参加時には、ブースを設けまして、感震ブレーカーの説明と、あとデモ機を触れていただいて、感震ブレーカーの必要性を認識していただく形で設置を促してまいります。

○桜田 大変有効なよい補助事業だと思いますので、引き続き普及、拡大を目指した広報活動に期待しております。

次に、報告書の137ページ、通信指令施設整備事業についてお伺いいたします。まずは、署活系無線機の整備計画の御説明をお願いいたします。

○指揮統制課長 署活系無線機は、第1期整備計画として平成19年度から10年間に146台を購入し、各署所に配備しました。第2期の整備更新計画としましては、無線機の機器の寿命が10年程度ということから、10年を経過した平成30年度から10年かけて146台を更新するという計画です。以上でございます。

○桜田 こちら署活系無線機の計画に対する進捗状況や整備状況をお聞かせください。

○指揮統制課長 署活系無線機の整備状況については、計画どおり更新をしております。第2期の整備としまして、平成30年度から令和4年度までの4年間で40台更新し、進捗率は27%となっております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。続きまして、高所カメラシステム賃借についてです。高所カメラシステムが6台ありますが、このカメラは同じ性能のものを同時に取り入れたのか、各場所のカメラの性能と更新時期についてお聞かせください。

○指揮統制課長 高所カメラは、The Kashiwa Tower、柏の葉ゲートウエータワーウエスト及び南部クリーンセンターの3か所に2台ずつ、計6台設置しております。性能については、The Kashiwa Tower及び南部クリーンセンターに夜間撮影及びズーム機能に優れた高感度カメラを各1台ずつ、計2台設置しました。更新時期については、6台同時に更新し、令和4年1月から運用しております。以上となります。

○桜田 この高所カメラシステムは、何年で更新なのか、リース期間をお聞かせください。

○指揮統制課長 10年を計画しております。以上です。

○桜田 御説明ありがとうございました。引き続き計画的な更新をよろしく願います。質問は以上となります。

○委員長 以上で桜田委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。（「委員長、すみません」と呼ぶ者あり）

午後 2時30分休憩

○

午後 2時30分開議

○委員長 まずは、委員会を再開いたします。

どうぞ。

○次長兼人事課長 すみません、保育園における正規職員と会計年度任用職員の比率ということで2.5倍から3倍ということで申し上げたところなんです、2倍弱ということで誤りでございましたので、修正させていただきます。以上です。

○委員長 報告ありがとうございます。

では、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時30分休憩

○

午後 2時36分開議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続行いたします。

続きまして、福元委員さん、どうぞ。

○福元 よろしく願います。では、通告に従って質問いたします。すみません、順番ちょっと変えます。報告書45、情報化推進事業から伺います。事業費増額の主な理由として、具体的なものをお示してください。

○DX推進課長 恐れ入ります。事業費の増加についての御質問ということでよろしいでしょうか。

○福元 はい、具体的なものを。

○DX推進課長 まず、令和3年度につきましては、クラウドサービスの活用ですとか、あとはWi-Fi環境の整備のほうを行っておりますので、そういった関連事業のほうが増えているという状況でございます。以上です。

○福元 クラウドサービスのところが活用が増えているというところをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○DX推進課長 まず、クラウドサービスの活用につきましては、保健所のコロナ対応の業務において、活用しているところです。具体的には、患者さんのデータ管理ですとか、文書の発行などの事務にクラウドサービスの業務アプリを活用いたしまして、職員の入力業務の集約化ですとか文書の作成など、定型的な業務を効率化しております。以上です。

○福元 ありがとうございます。電子申請システムの運用が円滑に進んでいると認識しているんですけども、経費もむしろ抑えられてきていまして、さらなる推進を

図るべきと考えますが、費用面を含めた効果等についてどう検証して、この後進めていきますか。

○DX推進課長 まず、費用面につきましては、委員御指摘のとおり一度導入しますと、あとは申請手続の対象件数を増やしていくということで、件数が増えれば増えるほど効果があるというものでございます。それから、具体的な効果としましては、市民の皆様がいつでも、どこでも行政手続をしていただけるということ、それから職員にとっては紙の申請書の保管スペースの削減ですとか、申請データを一元管理できるなどの効果があると認識しております。今後は、子育て世代、オンライン申請になじみのある世代の方々を中心としまして、今後も手続を増やしていきたいと考えております。以上です。

○福元 では、クラウドサービスの全庁展開について、どう考えていますか、お示してください。

○DX推進課長 委員御指摘のとおり、クラウドサービスにつきましては、今後利用の拡大が見込まれますので、セキュリティー対策をしっかりと確認した上で、市民サービスの向上と職員の業務改善を図るために、前向きに検討をしております。先ほどお話ししましたクラウドサービスの業務アプリの活用につきましては、現在職員向けの研修会を開催して業務効率化の取り組みを進めております。以上です。

○福元 ありがとうございます。引き続き継続的なお取組をお願いいたします。

では、次に報告書45の防災対策事業について伺います。事業費増額の主な理由として、具体的なものをお示してください。

○防災安全課長 約3,200万円の増額がございました。1つとしましては、ソーラー式防災非常用蓄電池969万5,000円、耐震性能付送水装置改修工事2,640万円、こちら合わせましておおむね3,000万円ちょっとの増額でございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。具体的にソーラー式蓄電池の配置などのもうちょっと具体的な数字を教えてください。

○防災安全課長 ソーラー式の防災非常用蓄電池でございますが、78台を整備してございます。これにつきましては、風水害時の避難所となる近隣センター及び近隣センターの体育館、2つ合わせますと23か所ございますが、また学校が3か所ほど風水害時の避難所になってございます。あわせまして、26か所にそれぞれ3台ずつ整備いたしまして78台を整備した状況でございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。防災は、地域住民の関心事の1つとして、市としても強化を図るべき事項だと思うのですが、ハードとソフトの両面での充実によって、住民一人一人の意識づけはもとより現実的で実効性ある取組になるのかなと思います。今後どう強化していく考えでしょうか、特にソフト面の強化について詳しく教えてください。

○防災安全課長 今後というところでございますが、今年度も町会長会議にお邪魔させていただきまして、町会長さんの皆様にお話をさせていただいたところですが、私ども防災安全課の職員が地域に積極的に出向いて、住民の皆さんと共に避難訓練

をやったりだとか、避難所資機材の使用訓練をやったりだとか、そういったことで市と住民の皆さんと、あと町会等が自助、共助、公助という言い方しますが、それぞれの役割を理解していただいて、取り組んでいくことが重要であると思っております。しかしながら、コロナ禍もございまして、令和2年、令和3年度、なかなかこういった機会が地域でも行われていなかったということですが、今年度に入りまして随分と地域のほうもそういった活動は増えてきているように見えてございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。では、引き続きお取組のほどお願いいたします。

では、48の安全で安心なまちづくりの推進事業について伺います。コロナ禍で人とのつながりが薄らいで、社会経済状況も悪化する中で、街頭防犯カメラの設置とか振り込め詐欺の対策は必至かなと思うんですが、抑制、未然防止のためにも周知啓発を強化すべきものと考えます。実際の犯罪について、最近の状況を教えてください。

○防災安全課長 刑法犯認知件数といいますけども、平成14年をピークに下降傾向にございます。数字でいきますと、令和3年、昨年1年間で2,321件と、ただ実際下げ止まり状態かなというふうなところは警察からも聞いてございます。主な犯罪としまして、この2,300件のうちの約75%が窃盗犯というようなものがいまだ多く、これはこれまでも割合としては多く、窃盗犯が多いという状況は変わってございません。しかしながら、ここ最近、振り込め詐欺の被害も高止まりしている状況でございまして、令和3年、昨年で93件、1億8,000万円の被害ということで、前年度令和2年に比較しましても、5,200万円の被害増になっております。以上です。

○福元 ありがとうございます。では、防犯カメラ、実際に役に立った具体的な事例があればお示しくください。

○防災安全課長 街頭防犯カメラでございしますが、活用方法としまして、主に警察が犯罪捜査等により多く貢献しているのかなというふうに思っております。また、防犯カメラを設置することによる犯罪の抑止力と、そういったものにも寄与しているものというふうに考えているところでございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。では、客引き等対策について事業費の減額は望ましいというふうに今見ているんですけども、これまでの取組とコロナ禍における社会状況の変化により、条例を施行した当時、平成29年と大分状況が変わってきて、さらなる効果とか検証とか、今後の検討というのが必要だと考えますが、今後の当該事業の方向性をお示しくください。

○防災安全課長 平成29年にこの条例制定いたしまして、その施行直後警備員を配置し、取り組んでまいりました。件数にしましては、一時期に比べますと客引き、スカウト等につきましては年々減少傾向にございまして、昨年、一昨年については、特にコロナの影響もありまして、まちなかの状況もございまして。数は減ってきているというような状況でございしますが、今年度に入りまして、やはり数は一応増加しているような状況でございまして、警備員を平成29年から4年間継続しましたが、

以降警察OBの客引き指導員というものを配備しまして、市内柏駅周辺を引き続き取り締まっているような状況でございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。116の交通安全啓発事業について伺います。自転車損害賠償保険の義務化など、社会的な背景も踏まえて、より強化すべきものと考えます。今回の制度開始によって、事業へ反映させる点など具体的な考えはありますか。

○防災安全課長 自転車保険につきましては、今年の7月1日から義務化されました。令和3年度の取組としましては、この7月に義務化されることについて交通安全教室ですとか通じましてチラシを使い、配布してきたところでございます。保険に加入している皆さん必ずしも自転車専用保険ではなく、家族で実際加入していますのは個人賠償特約がついたような加入済みの方も多いうふうに聞いてございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。たとえ交通上の知識が少ない方でも、誰もが乗ることができる自転車は、手軽ですごく便利な乗り物だと思うんですけども、市民の安全啓発についてより実効性を持たせるために、市はどのように取り組んでいますか。

○防災安全課長 自転車の交通安全につきましては、小中学生並びに高齢者対象の交通安全教室等では特にその辺りを重点的に置きまして指導しているところでございます。また、高齢者につきましては、逆に事故、被害に遭うというようなところもございますので、そういった高齢者向けの交通安全教室では、被害者になるというところも踏まえた、加害者でも被害者になることも踏まえた交通安全教室の内容を、プログラムとして入れているところでございます。以上です。

○福元 引き続きお取組のほどお願いいたします。

では、136の救急救命士養成事業について伺います。養成人数、決算額とも年々減じられているんですが、その理由を御教示ください。また、全ての救急隊に救急救命士が常時2名以上乗務できる体制という目標は達成されていますか。あわせて、今後の方向性をお示しください。

○救急課長 救急救命士の養成については、次期救急隊長候補を2名養成しておりましたが、令和元年組織改変があり、3交代制から2交代制に移行しました。それに伴い、救急隊数が36隊から24隊となったため、救急隊長候補が一定数充足したので、若い世代の救急救命士を1名養成していくように、令和元年に養成計画を見直しました。また、救急救命士が常時2名乗車するには、救急隊員が3名救急救命士であれば常時2名体制が確保可能となるため、今後も救急救命士の養成を継続的に行っていく必要があります。以上です。

○福元 では、救命士と指導救命士の役割及び養成状況について、御教示ください。

○救急課長 救急救命士は、急病やけが人が発生した場所から医療機関に搬送するまでの間に患者を観察し、必要な処置を施す病院前救護を担う医療国家資格で、平成3年に制度化されました。指導救命士は、救急救命士を初めとした救急隊員等へ

の傷害教育に関する訓練や講習の企画、運営、また医師と連携し、救急活動全般について教育指導をすることです。指導救命士の養成状況としましては、平成26年から令和3年までに12名が資格を取得しました。指導救命士養成所では、全国で一定の質が担保された救急業務を行うための新しい知識や技術を習得するために、今後も指導救命士1名の養成を継続していきます。以上です。

○福元 引き続きお取組のほどお願いいたします。

では、139の北西部共同指令センター事業について伺います。ちば北西部消防指令センター共同運用参入が令和3年の1月に参入したわけなんですけど、それ以前との違いについて費用対効果の観点で御教示ください。また、その事業負担金についても含めてお聞かせ願います。

○指揮統制課長 参入前は平成22年から我孫子市との2市で統括指令センターとして共同運用していました。令和3年1月から松戸市ほか5市で共同運用をしていたちば北西部消防指令センターに追加参入し、10市で共同運用を開始しております。参入前と参入後の費用対効果ですが、我孫子市との2市の運用時よりシステム整備に関する費用面、指令センター管制員派遣の人員面ともに削減が図られております。負担金についてですが、ちば北西部消防指令センターの119番通報を受信する指令システム機器のリース代金となります。負担金の透明性を確保するため、人口案分を元に負担割合を算出され、実績額による後年度負担方式により松戸市に納付する形式となっております。以上です。

○福元 では、参入に伴って新たに発生した消防指令システムの賃貸借料債務負担支払というのは、こういったものなののでしょうか、お示してください。

○指揮統制課長 参入に伴って発生した賃貸借料についてですが、ちば北西部消防指令センターで119番通報を受信した後、災害が発生する各構成市に出動指令が送出されます。その際に、各消防署では出動指令の音声と指令書がプリントされるシステムを個別に整備しました。整備費用は、リース契約としましたので、賃貸借料として計上させていただいております。以上です。

○福元 ありがとうございます。では、引き続きお取組のほどお願いいたします。

番号戻りますけども、7番の市税について伺います。報告書7ですね、それぞれの税目ごとの増減について、要因等が分かれば御教示ください。また、併せて収納率の状況もお示してください。

○次長兼市民税課長 では、市民税課所管分の増減についてお答えします。まず、個人市民税のこちら増額要因ですが、令和3年度において大きな制度改正はなかったんですが、納税義務者数が増えたことが要因というふうに考えております。次に、法人市民税の減額、こちらは減額の要因ですが、制度改正、税制改正で資本金の額に基づいて3段階に分けられている税率が、それぞれ3.7%ずつ引き下げられたことが要因であるというふうに考えております。次に、軽自動車税のこちらは増額要因ですが、新車購入であるとか、あるいは普通自動車からの買換え、乗り換えが原因というふうに考えております。次に市たばこ税の増額要因ですが、市たばこ税につ

いては、微増微減だったんですが、今回2億円ほど令和3年度は前年度から2億円弱増加しました。分析し切れていないんですが、恐らく新型コロナウイルス感染症の蔓延による巣籠もり需要なのかなというふうに考えております。最後に事業所税の増額要因ですが、一定程度の本市の事業所の進出による床面積と事業者数の増加が原因というふうに考えております。市民税課のほうは以上です。

○資産税課長 市税のうち、固定資産税と都市計画税に関する要因、減少の要因でございますが、新型コロナウイルス感染症に関連しまして、令和3年度の国の税制改正によりまして、売上げが減少して経済的ダメージのあった中小企業の事業用の建物や償却資産に係る税額の軽減措置が講じられるということが大きなマイナス要因となりました。また、それに加えて土地の税額につきましても、令和3年度の税額が前年よりも税額が上昇する土地の全ての土地の税額について、前年度に据え置いた措置を取られたことが大きな要因となって、これが減収の要因となったと考えられます。以上です。

○収納課長 収納率を含め市税収入全般についてお答えさせていただきます。まず、収納率につきましても、市税全体で令和2年度96.91%から、令和3年度97.37%へと0.46%の増となりました。また、各税目についての収納率も現年度課税分、滞納繰越分ともにプラスとなっております。次に、収入額についてですが、先ほど課税課のほうから御答弁申し上げたように、現年度課税分についての課税調定額が前年度比で減になった影響もございまして、収納率が上昇したものの、収入額としては減となった税目もございました。一方、滞納繰越分の収入額につきましても、前年度比で約2億円の増となり、収納率につきましても、前年度32.90%から40.69%へと7.79%の増となっております。その主な要因としましては、令和2年度の新型コロナウイルスによる徴収猶予制度の特例制度によりまして、納税が1年猶予された分を令和3年度に徴収することができた点が挙げられます。最後になりますが、収納率については市全体で0.46%の増となったものの、収納額については前年度比で約1億6,000万円余りの減となりました。厳しい経済状況の中であって現年度課税分の落ち込んだ分の一部を滞納繰越分の増収額でカバーし、最小限の減収にとどめることができたものと認識しております。以上です。

○委員長 では、以上で福元委員の質疑を終了いたします。

○委員長 続いて、佐藤委員さん、どうぞ。

○佐藤 昨年は委員だったんですけど、ちょっと体調が不良で何も発言しませんでした。2年分ちょっと聞きたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。通告のときに市民環境だと思っていたんですけど、所管が変わったということで、姉妹都市友好都市交流についてお伺ひしたいんですが、担当課の方はいらっしゃいますか。大丈夫ですね。コロナ禍でありましたが、グローバル化の現代社会において姉妹都市友好都市の交流というのは、私は積極的に推進するべきだと、特に民間の部分での後押しなどをすべきだと思っておりますが、令和3年度は姉妹都市

友好都市の交流というのは、コロナ禍でしたがございましたでしょうか。あれば、
どういうものだったか教えてください。

○共生・交流推進センター所長 コロナの影響で残念ながら海外への行き来という
のは行えなかったんですが、その中でもズームを使った交流等を行っております。
姉妹都市4都市ございまして、アメリカのトーランス市、オーストラリアのキャム
デン町、中国の承德市、アメリカのグアムですけれど、トーランス市に関しまして
は定期的にズームでオンラインミーティングを行いまして、特に今年度50周年記念
で訪問が予定されておりますので、毎月のようにオンラインミーティングを行って
おります。オーストラリアのキャムデンに関しましても、昨年度国際交流フェスタ
においてオンライン交流を実施しております。こちらトーランスの子供たちと一緒
にオンライン交流を行っております。また、今年度の話にこれはなってしまうんで
すけど、キャムデンデーというのをを行う予定でおります。中国の承德市に関しま
しては、昨年度1月のときに当時の地域づくり推進部長と向こうの承德市の部長とで
オンラインの会議を行って交流を行っております。グアムに関しましてはちょっと
昨年度は信書のやり取り等のみになっております。以上でございます。

○佐藤 コロナの状況もだんだん世の中変わってきておりますので、またオンライ
ンだけでなく、実際に交流できるように、特に民間の交流の後押しというものの、あ
るいは職員同士、職員間の交流というものもぜひ積極的に進めていただければ
と思います。

続きまして、競争入札についてお伺いしたいと思います。決算審査意見書の14ペ
ージに新型コロナウイルス感染症の影響下における事業の実施というのが出ており
まして、それは13ページから出ているんですけど、14ページの冒頭に調達方式の例
外である随意契約を選択することはやむを得ないものであったと判断しているとい
うふうにあります。コロナの中では確かにそれはそうなんですが、でも原則はやっ
ぱり競争入札でありますので、特に私問題だなとしてきたのは、単独入札でありま
す。1者しか応札しないという件が、令和3年度は工事、測量、委託、物品、どれ
ぐらいあって、その割合はどうだったのか教えてください。

○契約課長 1者しか応札がなかった案件につきましてお答えいたします。工事につ
きましては14件でございます。率は5.7%でございます。測量に関しましては8件
でございます。率が4.4%でございます。委託に関しましては全体で71件になります。
率が13.9%でございます。最後、物品でございます。件数が22件ございました。
率は8.7%でございます。以上でございます。

○佐藤 ありがとうございます。これはコロナの影響で、やっぱり例年より上がっ
ている数字なんですか。

○契約課長 すみません、昨年度の数字把握してございませぬので、後ほどお答え
いたしますのと、ちょっとすみません、読み上げるデータを間違えておりましたん
で、修正いたします。一般競争での1者応札の数字申し上げます。71件が工事、割
合が31.4%でございます。測量が22件、割合が29%、委託が31件、割合が16.5%、

最後物品が22件、割合が16.1%でございました。申し訳ございません。訂正いたします。以上でございます。

○佐藤 今の数字に全部訂正ということ。

○契約課長 一般競争入札で1者応札になった件数を今訂正いたしました。以上でございます。

○佐藤 最初の数字は何だったの。

○契約課長 最初の数字に関しましては100%の入札ですね、落札率が100%になった数字が一番初めに申し上げた数字、ちょっと欄間違えて申し上げました。大変失礼しました。

○佐藤 100%入札の数字が最初言った数字、そんないっぱいあるんだ。ありがとうございます。この続きは次回以降の議会でまたやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、財政についてお伺いしたいと思います。まず、柏の場合、市債とか債務負担行為が非常に多いのかなというふうに最初は思っておりましたが、現在ではそうでもないということがよく分かりました。そこで、将来負担比率についてですね。将来負担比率について、これがゼロ%であるということですが、これが一体何を、どういうことを意味するのか、県内の他の自治体との比較で教えていただけますか。

○財政課長 今御質問のあった将来負担比率は、市債や債務負担行為のうち公債費に準ずるものということで、その残高、また職員の退職金など将来支払わなければならない負債が1年間の収入、これ標準財政規模というふうに呼んでおりますが、1年間の収入に対してどれくらいあるのかというものを指し示している数値でございます。なお、この数値がゼロというのは、残高がゼロということではなくて、そこから基金がある場合はそれを差し引いたり、あと将来交付税で一部需要として見られる部分が差し引かれたりということで、結果として数値はゼロということになっております。こちらは数値がゼロということでございますので、皆同率で1になるケースが多いんですけども、県内でもいい順位にあるという状況でございます。以上です。

○佐藤 ゼロ%ということなんですか、それともマイナスの数字でパーセントにするとゼロ%ということになるんですか。

○財政課長 大変失礼いたしました。こちらゼロというかバー表示という形で正式にはなっているんですが、こちらの数値、実際の数値は令和3年度がマイナスの42.0%、なお令和2年度がマイナスの33.4%ということで、前年度と比べて8.6ポイント改善したという状況になっております。以上です。

○佐藤 分かりました。次に、市債の償還額の推移を教えてくださいませんか。

○財政課長 こちら市債の償還額につきましては、借入を抑制しているということから、減少傾向にあるという状況でございます。以上です。

○佐藤 絶対額にすると、どれぐらい、令和2年から令和3年は減少していますか。

○財政課長 具体的な数値につきましては、ちょっと今手元にすぐ出てこないの、後ほどお答えさせて……大変失礼いたしました。よろしいでしょうか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）一般会計について申し上げますと、長期借入金元金は前年度に対して約4億9,700万円の減という状況でございます。以上です。

○佐藤 ありがとうございます。この市債なんですけど、これはどういうところから借りているんですか。

○財政課長 市債につきましては、いわゆる公的資金と言われる財政融資資金、こちらは財務省の資金でございますが、そのほかかんぽ生命保険、ゆうちょ銀行、地方公共団体金融機構、千葉県といったところ、またその他の民間金融機関として市中金庫、こちらは地方銀行等でございますが、そういったもの、あとは信金、中央金庫、信用金庫等の共済、その他金融機関、またその共済等ということで、こちらは公益財団法人の千葉縣市町村振興協会等から借入れを行っております。以上です。

○佐藤 利率はどうなっていますか。

○財政課長 令和3年度の借入れについて申し上げますと、民間から合計で約6.9億円ほど借入れを行いました。こちら一般競争入札で借入れを行ったところなんですけれども、全体で6件に分けて、6件のロットに分けて実施しております。こちらは償還年数、償還期間の違いによってロットを分けているという状況ですが、一番低い利率が0.16%、こちら償還期間が5年のものがございます。また、一番高いもの、こちら償還期間10年でございますが、こちらが0.25%という状況でございます。以上です。

○佐藤 ロットをまとめるときに、それは償還期間だけであって、事業内容とか関係ないんですか。

○財政課長 基本は、その借入れ対象となる施設整備、その施設の耐用年数に応じて償還期間というのが定められております。ロットをまとめるときというのは、その期間に応じて区分をしておりますが、あとは一般会計、特別会計の会計の区分であったり、そういったものでロットを組んでいくという状況でございます。以上です。

○佐藤 借入先の選定というのはどうやって行うんですか。

○財政課長 公的資金、民間資金の区分については、県、国のほうに協議する中で、配分が決められていくと、その民間金融機関からの借入れにつきましては、先ほど申し上げたとおり、一般競争入札を行っておるところでございます。こちらにつきましては、市として市内に支店のあるもの、その他過去に入札参加希望があった金融機関などを対象としておりまして、令和3年分の借入れにつきましては18社を指名しているところでございます。以上です。

○佐藤 一般競争入札でというふうにありましたが、先ほど入札のときに聞いた工事、測量、委託、物品でいくとどの区分になるんですか。

○財政課長 ちょっと訂正をさせていただきます。一般競争入札と申し上げましたが、こちらから声をかけているということで、指名競争入札に当たるというもので

ございます。あと先ほどの契約課長から話があった区分につきましては、市が事業を発注する区分でございまして、こちらこの借入れにつきましては市の借入れに係る入札、契約ということでございまして、先ほど契約課長が説明した区分の中には含まれていないという状況でございます。以上です。

○佐藤 指名競争入札ですが、これもやっぱり単独応札とか1者応札とか、結構あるんですか。

○財政課長 令和3年度の入札状況で申し上げますと、先ほどロットを6件に分けてというお話ししましたが、これについては18社全体に6件お示しして入札希望を伺っていると、こういう状況です。結果として、全ての案件を辞退した金融機関は18社のうち7社だという状況でございます。以上です。

○佐藤 ありがとうございます。じゃ、よく勉強になりましたので、この続きはまた議会でやらせていただきたいと思います。以上です。

○委員長 以上で柏清風さんの質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

午後 3時14分休憩

○

午後 3時19分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。

先ほどの答弁になりますね。

○財政課長 先ほどの答弁の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。申し訳ございません。令和3年度の金融機関からの借入れについて、全体6件で6億9,000万円というお話をしたんですが、こちら誤りでございまして、実際には42億9,600万円という数字でございました。先ほどの6億9,000万円という数字は、先ほどの利率の最高のもので最低のもの足した数字が6億9,000万円というところで、私のほうでちょっと勘違いして答弁してしまいました。申し訳ございません。

○委員長 総括質問とか、そちらに取り入れながら調整してください。

それでは、次に、市民サイド・ネット、林委員さん、どうぞ。

○林 それでは、まず入札全般について伺います。昨年度の契約の一覧表をいただき、確認しましたところ、競争入札にしたほうが契約金額の縮減が見込まれるのではないかと思われる随意契約がところどころ見受けられました。随意契約にするためには、契約の性質または目的が競争入札に適さないとか、競争入札にすることが不利と認められるなどの理由に合致している必要があるんですけど、これが適正かどうかというところはどのように判断する仕組みになっているのか、お示してください。

○契約課長 随意契約を採用するに当たりましては、2段階の判断を行っております。ステップ1としまして、まず発注課のほうで随意契約にするかどうかという判断を行いまして、この根拠が契約課で作成しております柏市随意契約ガイドライン

というものに従いまして、担当課のほうで判断いたします。その後、ステップ2としまして、その決定に対しまして契約課のほうで適正性を判断いたしまして、オーケーとなれば随意契約になるという流れになっております。以上でございます。

○林 随意契約ガイドラインに合致しているかどうかが発注課の判断になって、契約から指摘することもあるということなんですけれども、全ての事業の詳細まで見られるわけではないと聞いています。この間の議会での議論などを見ても、発注課の判断が甘い場合があると感ずることがあるんですけれども、この随意契約ガイドラインというのは発注課から見てちゃんと分かりやすい仕組みになっているんでしょうか。

○契約課長 実例を示しております、例えばこういう案件ですと採用できますといった実例も示しております。あとは内容を箇条書きで分かりやすく示しております。以上でございます。

○林 分かりました。制限付一般競争の見積り合せなんですけれども、見積り合せという名前がついているので、複数業者に声をかけるようなイメージをしてしまったんですけれども、確認したところ入札公告で行われ、制限付一般競争入札の意味合いが強いものと私は理解しました。これに対してできるだけ応札数増やして契約金額を落としたいと思うんですけれども、この応札数が1になっているものがやはり先ほども取り上げられましたけれども、複数あります。特に複数単価の物品なんかは予定価格が事前に公表されているので、応札数が少ないことが予見できれば競争原理が全く働かなくなると思えます。応札数が1のもの多くが落札率100%となっています。この小規模の発注というのは、できれば市内事業者にというのも一定程度は理解できるんですけれども、印刷機用の消耗品など1,000万円を超える契約金額もありますので、こういう場合は要件を広げて応札数を増やすべきと考えます。見解をお示しいただけますか。

○契約課長 確かに御指摘のとおりでございます。どうしても印刷機のトナーとかになりますと、機械がどうしても限定されるということで、製品指定にならざるを得ないということもございまして。あと、中にはスケールメリット出すために、例えばAという機種種のトナー、Bという機種種のトナーというふうに複数購入するパターンございまして。そうしましたら、単価ごとに印刷の落札率を下回るかということで判断いたしますので、仮にこれが項目が多くなってくると、落札者側もどの数字を下げていいか分からないという、ちょっと混乱も生じますので、複数単価の場合に関しましては事前交渉ということで扱っております。以上でございます。

○林 あと、市内で入札の登録事業者が少ない分野の業界などには、この登録事業者を増やすためのアプローチ、制限を広げていくということも大事だと思うんですけど、こういう登録事業者を増やすためのアプローチも必要じゃないかと思えます。この辺りは難しいんでしょうか。

○契約課長 周知の方法に関しましては、現在2つの手法取っております。1つ目が市のホームページに随時受付ということで市内業者の登録に関しまして御案内を

しております。2つ目としましては、ちょっと2年置きになってしまうんですが、この1回登録をしますと2年間登録の社が有効ということになりますので、2年置きに市のホームページだったり、あとこれ外部になるんですが、柏商工会議所が発行しています商工かしわ、こちらのほうに記事を掲載いたしまして、比較的多くの方に見ていただくように努力しております。以上でございます。

○林 業者によっては、連絡会などを持っているようなところもあるので、ぜひ声をかけて広げていってほしいと思います。

次は新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金について伺います。令和2年度の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金は、38億8,438万円でした。12の事業に充当されました。内容は、柏市中小企業支援給付金とか中小企業経営雇用支援金とか新生児特別給付金とか割と急を要する事業に大きな金額が充てられたイメージです。令和3年度については、11億8,954万円で29の事業に充当されました。内容はキャッシュレスポイント還元とか中小企業資金融資制度、チャレンジ支援補助金、GIGAスクール関係なんか割とウィズコロナ時代に対応するための事業とか地域経済の支援に大きな金額が充当されているなと思いました。この地方創生臨時交付金は、感染拡大防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援して、地方創生を図るために創設されたんですけど、自治体がコロナ対策とすれば原則使い道が自由なところがあり、関連性が明確ではない事業への支出というのが全国で相次いでいます。本市では、割り当てられた金額に対してどのような事業を充てていくのか、また支出の妥当性がどこにあるのか、どこの部署がどのようにチェックして責任を負っているのか、お聞かせいただけますか。

○次長兼経営戦略課長 まず、今の御質問にお答えするに当たって、新型コロナウイルス感染症対策に対する柏市の大枠としての考え方をお示します。柏市では、令和2年7月に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針というものを策定しました。この中では、医療、衛生対策、生活支援、経済対策を柱とした感染症対策に取り組むということにしております。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、これの活用にあたりましては、国内や市内における新型コロナウイルスの感染状況を含めた社会状況を感染拡大防止期、活動再開期、経済回復期、この3つのフェーズに分けて、それぞれのフェーズごとに感染症対策の展開イメージ、これを全庁的に共有しまして、市内の感染状況であったり市民生活の実態を踏まえた交付金の活用ができるように、各部局や感染、関係する事業者、団体であったり市民から寄せられる御意見などを参考にして、事業化を図ってきているというところです。臨時交付金を活用する事業の選定にあたりましては、当然のことながら新型コロナウイルス感染症対策としての妥当性、これはもちろんのこと、事業者や市民の置かれている状況を十分に踏まえながら、関係部局を中心に我々企画部経営戦略課と、あと財政課とも連携協議の上、対象事業を決定しているという状況でございます。以上です。

○林 ありがとうございます。全国的に見られている、ちょっとこれはないんじゃない

ないかというような事業は本市ではなかったように見受けられました。そこは評価しています。ただ、モデルナ社を使用する集団接種を選択した方に柏フレイル予防ポイントと抽せんで特産品等がプレゼントされるという集団接種促進のためのインセンティブ事業、これは私は当初予備費で行うって聞いていたんですけど、資料を見ると費用の9割に地方創生臨時交付金が充当されていました。このような特定の人物が得をするキャンペーン自体には悪意はないんですけど、ほかの人が排除されたって感じれば差別につながりますし、税金を使って特定の人物が得をするような事業は避けるべきではないかなと思っています。また、一定の副反応があるワクチンの接種に関して、行政は接種する選択も、しない選択も尊重しなきゃいけないし、公平に扱わなければいけないと思います。

あと、自分の健康にとって最善の選択をすべきワクチンの種類にインセンティブをつけるということで、適正な判断をゆがめてしまうというおそれもあるとして、3月の議会で反対したところなんです。こういうところに関して、企画部がどこまで意見するのかというのはちょっと分かりませんが、企画部は柏市の旗振り役を担っていることですし、多用性を認める共生社会の実現に向けて取り組むということも業務の1つとなっていると思いますので、国の指標に即した事業であるかだけではなくて、事業一つ一つが人権を侵害していないかどうかとか、あと税金を支出する事業として不公平になっていないかどうか、そういう視点でもしっかりチェックしていただきたいと思います。その辺り、いかがでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 委員がおっしゃるように、フレイルポイントであったり予防接種であったり、そういったものが全員希望しない者に対する不公平というものはもちろんこのコロナ対策だけではなくて、行政が行っていく事業の中でも制度上そういったものになっているようなところもあると思います。直近でいうと、ペイペイの還元キャンペーンも、そちらを持っていない方はその恩恵を受けられないというようなデメリットも当然あります。ただ、そこら辺を全て含めて事業課のほうで最適であろうという手法を提案していただき、我々のほうも事業課で出てきたものをうのみにするのではなくて、しっかり一緒に考えて予算編成に上げていくという流れはつくりたいと思っています。あと不適切な支出であったり全国でいろいろありますけれども、基本的に事業を考える際には、そもそもその交付金の趣旨に合致するかと、どうなのかと、柏市でもそこを疑問に思った場合には、事前に国、内閣府のほうにこういうことをやりたいんだけど、対象になりますかと問合せするシステムがシステム上でできていますので、それも全国各地から集まってきたそういう疑義に対して全てのFAQを全自治体に共有しています。なので、我々もそれを深読みしながら、好事例は参考にして不適切な事業を出さないように進めていきたいと考えております。以上です。

○林 ありがとうございます。ちょっとここに関しては、わたしは配慮が足りないと感じました。同じような声、市民からも伺っていますので、副市長、次考えるときはぜひこの点もよろしく願いいたします。

それでは、選挙の執行管理について伺います。この10年間の選挙の執行管理の事業費を見てきました。令和3年度は衆議院議員選挙と同日に市長選挙を行っています。衆議院議員選挙の執行管理が1億2,790万円で、市長選挙の執行管理は3,360万円でした。同日選挙にしたことで、市長選挙の執行管理費が大きく抑えられている、この状況は平成29年度と同じかなと思っています。ただ、ちょっと平成29年度よりどちらも増額していて、特に市長選挙の事業費については約1.5倍になっているんですけど、期日前投票所が増えていることが主な要因かと思えますけれど、ほかに何かありますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。まずは、29年度と令和3年度では、選挙の形態が違います。解散と任期満了の選挙ということで、投票システムの業務委託の委託費の使用期間が違うことによる経費増、あと期日前投票が3か所増設などによる賃借料等の経費増、あと市長選の立候補者数も前は3人で、今回4人ということで、それに伴う公費負担増などがございます。以上です。

○林 分かりました。予算では、衆議院議員選挙と市長選挙を別にやることを想定していたので、市長選挙の予算8,656万円計上されていたので、約5,000万円ぐらいが削減されているのかなと思いました。人件費の削減分もあるので、合計7,000万円強が同日選挙にしたことにより削減したと聞いています。事業費を抑えたということに関しては、評価していますし、同日選挙になることで単独では30%に届かない市長選挙の投票率も上がりました。ただ、国政選挙に隠れてしまって、市民から市長選挙が見えづらくなるという問題についても指摘されています。投票所で初めて市長選挙もやっていることに気づいたなんていう方の声も聞きましたので、この点選挙啓発に関しては同日選挙になる場合は、さらにしっかりやっていただく必要があったかなと思っています。これについては意見です。

特に平成28年度に投票所への18歳未満の子供の同伴が解禁されてから、子連れ投票の推進に力を入れてほしいとお願いしているんですけど、子連れ投票することで、その子供たちが大人になったときに投票に行く確率が上がるというのは総務省の調査でも分かっていて、今年7月に行われた参院選では市発注でキャラクターを外装した、外装に印刷した花の種を投票所で配布したと聞いているんですけど、昨年の衆院選、市長選の際にはどうされましたか。

○選挙管理委員会事務局長 昨年度は、市独自としましてはマスク、キャラクター入りの、選挙の啓発キャラクター入りのデザインがされたマスクを配布したところがございます。以上です。

○林 その啓発物が少しでも子連れ投票のインセンティブになったのかどうかというところは検証はしていますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 なかなか今コロナという事情でなかなか投票所に来られるお子さんも少ないのかなというところではございます。特に検証等はしてございませんが、うちのほうとしては今後も投票率、将来の投票者に対しての啓発、出前授業とか、そういったものを含めて対応していきたいと考えてございます。以上

です。

○林 子供たちがもらって喜ぶものというのは、年齢によって大きく変わりますし、幼児が喜ぶものと小学生が喜ぶものも差がありますし、個別でも差があるでしょう。子連れ投票を保護者に習慣化してもらう必要もあるので、保護者受けも大事です。明るい選挙のマスコットキャラクターが印刷されていることがちょっと私はとてもプラスになるとは思えないんですね。あまり認知されてないローカルマスコットって、逆に古くさいイメージになって、逆効果になっちゃうこともあるんじゃないかなと思うんです。こういうところ、だから子供たちや保護者の声をちゃんと聞いて、きちんと検証して欲しいなと思っています。本市では、ちょうどポーネルドと子育て支援に関する包括提携協定を締結したところなので、こども政策課と連携して民間のノウハウを入れたりとか、そういうこともされてみたらいいんじゃないかなと思います。すごく問題だなと感じたのが、そもそも用意した啓発品が子連れ投票した方全員の数に足りていないと聞いています。衆院選、市長選の際に市で発注した啓発品というのは子供何人分なんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 まず、衆議、市長選のときに配布したマスクですけども、7,900個になります。以上です。

○林 本市の有権者が35万人ぐらいですから、これはかなり少ないと見ていいのではないかと思います。私は、コロナになってから子連れ投票が減ったとは感じていません。お子さん連れてきている方います、少なからず。毎回必ず小学生のお子さん連れて投票に行っている知人が一回もこういう啓発品もらったことなんかないよと言っているのも、やはりこの数を見れば当然かなと思います。やるのであれば、中途半端には考えず、力を入れて企画して予算もしっかりつけて、ちゃんと全員分に足りるようにやっていただきたいと思います。

それでは、次、情報化推進事業なんですけれど、今まで議論がありましたので、簡単に1点伺いたいんですけれど、ちば電子申請サービスの利用数がとても増えていて、それはいいなと思いました。今後なるべく活用を進めていってほしいんですけれど、まだまだ郵送とか直接持参というものが残っているんですね。ちょうどさっき話に出たので感震ブレーカーについて、さっきホームページ、休憩中に見てみたら、ここがまだ直接持参か郵送って書いてあったんです。こういうところがまだ見受けられますので、DX推進課からも個別にちゃんと言ってほしいと思います。これについて簡単に答弁いただけますか。

○DX推進課長 御指摘のとおり、市民の皆様の利便性向上のために、オンライン申請の拡大が必要だと考えております。私どもといたしましては、庁内の掲示板で使い方や参考事例を分かりやすく周知したり、研修を行ったりということで幅広く働きかけを行っております。また、子育て分野などにつきまして効果が大きいと考えておりますので、そういった部分につきましては、直接担当課のほうに働きかけを行いまして、電子化の推進に努めております。以上です。

○林 さっきお話にもありましたでしょう、感震ブレーカーの助成の件数が減って

いるって、それ当然です。ホームページからワード印刷して書いて郵送か持っていかなきゃ行けないんですから、私だったら本当面倒くさくて感震ブレーカー買うことはするかもしれないけど、もう助成はいいやって諦めちゃいます。もうそこ同じ部屋にいらっしやるので、ぜひそこは求めていただきたいと思います。

最後、ふるさと寄附金事業なんですけれど、一番初め平野委員からお話もありましたように、柏市民による他市へのふるさと納税が令和3年度は物すごく増えましたので、柏市に寄附金してくれた方よりも大幅に増えてマイナスが非常に増えています。私は、このふるさと納税の制度自体に反対です、はっきり言います。ただ、本市の損失減らすべくふるさと寄附金を集めようとするということにも一定の理解はできると考えています。結局返礼品目当てのふるさと納税がほとんどになってしまっている現状では、魅力的な返礼品を増やすというのもなかなか難しいとは思いますが、返礼品の数自体が令和元年度をピークに柏市は減ってしまっているんです。種類も減っています。この理由についてお示しいただけますか。

○次長兼市民税課長 これ返礼品、事業者の協力によってできているものなので、当然変動はします。残念ながらちょっと減っているというのは実情でございます。逆に新しい返礼品が増えたりもしてまして、例えばですが、昨年登録されたニッカウキスキーなんかは伸びているということで、これも多分ドラマの影響とかがあったのかな、あるいはウイスキーブームあったのかなというのもあるんですが、いずれにしてもこういうタイムリーなというか、柏市ならではの、あるいは関心が高いような返礼品をいかに集めるか、それから物だけじゃなくて事消費じゃないですけど、何か参加するようなイベント、そういったものも増やしていきたいというふうには考えております。以上です。

○委員長 最後一言ございますか。

○林 令和3年度は、ふるさと寄附金の件数自体は増えているんです。ただ、寄附金の金額が減っています。これが何かお聞きしたところ、返礼品の単価が下がっていると同時に寄附金の金額が下がっていると聞いています。なので、余裕がないというか、前は高額所得者の方が多かったふるさと納税という制度が、割と一般化してきたことで、ちょっとした金額でやってみようという方が増えたのかなと思います。選ばれる返礼品の単価も下がって、肉や魚介が人気というのは全国的な流れって聞いています。柏市でもその漬魚という、柏市全然海関係ないんですけれど漬魚が一番人気なんて聞いていて、何かふるさと納税って何なんだろうという思いもあるんですけれど、それをちょっとめげずに返礼品を発掘するとしたら、今発掘というのが委託先の広告会社に任せていると聞いています。これ何かそんな委託でいいのかなというのがすごくあります。先ほどもちょっと話にありましたけれど、柏市の魅力を発掘していくというとても大事な仕事じゃないかなと思いますので、商工会などと協力して、本市でもうちょっと努力していただきたいかなと思います。以上です。

○委員長 以上で市民サイド・ネットさんの質疑を終わります。

○委員長 次に、みらい民主かしわ、鈴木委員さん、どうぞ。

○鈴木 よろしくお願いいたします。ちょっと順番変えながら進めていきたいと思
います。6番の決算書169ページ、庁舎維持管理費の光熱水費についてです。特に電
気料金の支払先、それから電気料金に関して御報告をお願いいたします。

○資産管理課長 御質問にありました本庁舎等の現在の電気に関する契約について、
御報告いたします。こちらの本課で所管している施設につきましても、本庁舎、別
館、分庁舎1、分庁舎2、分室1、分室2、分室4など8つの施設が主になってお
りますが、その施設ごとに契約が異なりまして、本庁舎、別館、分庁舎1につつま
しては、熊本電力株式会社、分庁舎2、分室1、分室2、分室4につつましては東
京電力エナジーパートナー株式会社、そしてまちづくり公社、こちらは賃貸借で建
物ごと借りておりました建物になります。こちらにつつましては、出光グリーン
パワー株式会社となっております。以上です。

○鈴木 これは単価は、昼間の単価だけ教えてください。

○資産管理課長 それぞれ単位はキロワット時で申し上げさせていただきます。熊
本電力株式会社については16.38円、東京電力エナジーパートナーについては
18.67円、出光グリーンパワー株式会社については11.30円となっております。以上
です。

○鈴木 ありがとうございます。これ東京電力に関しては、いつ契約で、いつ代わ
ったんでしょうか。

○資産管理課長 この東京電力につつましては、先ほど申し上げた施設については
従来から継続で契約しているところがございます。以上です。

○鈴木 では、熊本電力と出光グリーンパワーは、いつ契約変わったんでしょうか。

○資産管理課長 熊本電力株式会社につつましては、令和3年度のみ単年度契約
となります。出光グリーンパワー株式会社につつましては東京電力と同様に従前か
ら継続しておりました。以上です。

○鈴木 ぜひ東京電力以外でという話を環境部から何か通達が出ていると思いま
すが、どうでしょうか。

○資産管理課長 環境の側面からも、クリーンエネルギーをというようなお話もご
ざいますし、また電力の自由化に伴いまして、電力事業に参入する新電力会社も増
えたというところもあって、先ほど申し上げました本庁舎、別館、分庁舎1の電力
につつましては、指名競争入札で電力会社を決めて単年度契約で行っているとい
うところがございます。以上です。

○鈴木 要望として、東京電力のところは新たに入札をするようお願いいたしま
す。

次へ行きます。10番、決算書190ページ、防災施設の光熱水費、これに関して金額
と、それから支払先をお示してください。

○防災安全課長 金額につつましては、月額でいきますと各施設、全部で17ありま

すが、月平均で1万2,800円ほどになります。支払先は東京電力になります。以上です。

○鈴木 これは東京電力から替えてない理由は何でしょうか。

○防災安全課長 替えてない理由というのは特にございません。以上です。

○鈴木 環境部から指示が出ていると思いますので、ぜひ入札等でクリーンエネルギーのほうに切り替えるようお願いいたします。ちなみに、この防災施設ってどういうものですか。

○防災安全課長 こちらは耐震性井戸付送水装置、いわゆる飲み水用の井戸水のくみ上げ機器、機械になります。以上です。

○鈴木 これは常時動いているものですか。

○防災安全課長 毎月1回点検を行うもので、基本的には使うのは実際災害が発生したときになります。以上です。

○鈴木 災害が発生したときだけということ、1年間電気料金はお幾らですか。

○防災安全課長 全部で17か所になります。約260万近くなります。以上です。

○鈴木 結果的に点検しか使わずに年間260万円の電気代を支払っていると、これが大体小学校が200万とか300万ぐらいなんですよね、電気料金が、1年間の。それとほぼ同等な電気代がここで使われているというのが本当にいいのかどうか、もうちょっと考えていただきたいなというふうに思います。要望です。

では、次、21番、決算書447ページ、消防庁舎の維持管理、光熱水費について、電気料金の金額と支払先をお示してください。

○企画総務課長 消防施設12施設のうち、月50キロワット以上の電力調達が必要な西部消防署については入札を行い、受託業者を決定しており使用量の少ないその他の施設については東京電力と契約しております。西部消防署の契約先については、株式会社ホープとなります。年間の金額として648万2,000円を支払っております。以上です。

○鈴木 西部消防署はホープさんで、入札で決めている。それ以外は東京電力のままであるのはなぜでしょうか。

○企画総務課長 従来のを継続して契約しているということになります。以上です。

○鈴木 西部署以外の東京電力のほうの金額は年間お幾らでしょうか。

○企画総務課長 11施設あるので、それぞればらばらになってしまうんですけども、単価的にはちょっとこちらのほうで資料を持っていませんので、後で回答いたします。以上です。

○委員長 じゃ、よろしいでしょうか。

○鈴木 合計の金額は分かりませんか。

○企画総務課長 西部消防署の金額が先ほど申し上げた640万で、そのほかのところ11施設合わせると約2,600万円になります。以上です。

○鈴木 そうですよ。2,600万円ですよ。西部が600万円、それ以外が2,600万円、西部以外のほうが多いんですよ。そこに対して東京電力のままというのは、まず環

境部から出ている指示どおりではないなというところと、多分東京電力のほうは先ほどの数字が出て単価を見てみますと18円と16円、2円ぐらい違うんですね、そうすると、金額的にも減りますし、ぜひ検討していただきたいなと思います。要望等ですが、今回いろんな施設で電気料金をお聞きしました。環境部等はクリーンセンターとか、あそこは毎年見積り合せをして業者を替えているそうです。そういうふうなところもありますので、ぜひ毎年まではいなくても、しっかりこの辺の契約を見直していただきたいなというふうに思います。

では、次へ行きます。13番、決算書198、客引き等対策指導員報酬についてですが、ほかのところは委託だというのが多いんですが、ここだけは、ここだけかどうか分かんないですね、ここは会計年度任用職員だと聞いております。合っていますでしょうか。

○防災安全課長 間違っておりません、合っております。以上です。

○鈴木 客引き等対策指導員報酬、会計年度任用職員ですが、時間単価は幾らで契約されているのでしょうか。

○防災安全課長 複数名おりますが2,300円から2,330円の間で推移してございます。以上です。

○鈴木 これ人事課、給与厚生室のほうとも絡むんですが、1番ともちょっと絡むんですが、会計年度任用職員の時間単価って大体お幾らぐらいのが普通で、通常のところは幾らでしょうか。

○給与厚生室長 事務補助員の単価なんですけども、990円となっております。

○鈴木 990円、そうですよね。一般的に何か私もいろいろ見て見ると、高くても1,500円とかそれぐらいじゃないかと思ったんですが、何か出ていますか。

○給与厚生室長 すみません、訂正させていただきます。すみません、先ほどの990円は今年度の事務補助員の単価でございました。以上です。

○鈴木 じゃ、R3年度はそれよりもちょっと低いよということですかね。どちらにしても、私の党としましては、時給単価1,500円をとというふうに言っておりますから、高いに越したことはないんですが、ここの客引き指導員だけその倍近い金額になっているのがちょっと不思議でなりません。この理由を御説明ください。

○防災安全課長 こちらの事業につきましては、平成30年から事業を実施してございます。そのときに今回のこの客引き指導員の取組としましては柏駅周辺で、その当時行っていました路上喫煙防止指導員、そちらのほうと活動エリアだとか活動形態も似ているというところで、その当時の時給1,800円を参考に、今回客引き指導員につきましては土日夜間勤務、23時までの勤務等ございますので、そこを加味しましてこの金額を設定したところでございます。以上です。

○鈴木 ちょっとその前のところから引き継いでって、それは1,800円だったという話ですが、ちょっとその2,300円というのはちょっと私としてはあまり納得できないなという気がしております。

では、次へ行きます。では、ちょっと似てるやつで7番、決算書170ページ、守衛

職業務委託についてですが、この中身を出していただいたんですが、これ委託なんですけれども、人件費以外のところの業務管理費と一般管理費が1,500万円で、全体の費用の約40%を占めているんですよ。ちょっと委託に関して通常本社警備費だとか一般管理費って10%とかその辺だと思うんですね。それが両方で40%となっているんですが、その理由をお示してください。

○資産管理課長 御指摘の委託費に関しましては、発注におきまして指名競争入札ということで発注をいたしまして、指名競争入札ですので委託料総額、総価による札入れということで、総価による入札結果になりますので、結果として落札した事業者の費用内訳が管理費40%ということであって、それについては競争入札の中での内訳になりますので、こちらとしては何とも判断し難い部分でございます。以上です。

○鈴木 あまり納得はできませんが、話は分かりました。

では、次行きます。情報化推進、報告書45ページですが、その中、詳しく詳細を出していただいたんですが、19台の複合機のリース料金が1,584万2,000円になります。これ19台で1,500万というのは、ちょっとあまりにも高いと思うんですが、この辺はどうなっていますでしょうか。

○DX推進課副参事 複合機の19台のリースの内訳なんですけれども、実際に本体を借りているだけの金額ではなくて、印刷した枚数に単価に応じて、印刷した枚数に応じて支払った金額も合わせてリース料ということで支払っておりますので、その金額になっております。以上です。

○鈴木 リース料という名目ですが、実際にはカウンター料金がほとんどということではよろしいでしょうか。大体購入価格で大体リース料って出すんですが、ここは全部カウンター料金で出ているということでしょうか。

○DX推進課副参事 そのとおりです。固定費であるリース料、月幾らという金額はなく、全てカウンター料金でのお支払いということになっております。以上です。

○鈴木 そうしましたら、カウンター料金の単価は幾らになっておりますでしょうか。

○DX推進課副参事 平均ですが、モノクロで1枚当たり1.2円、カラーで1枚当たり8.4円となっております。以上です。

○鈴木 モノクロが幾らとおっしゃいました。

○DX推進課副参事 モノクロが1.2円、カラーが8.4円。

○鈴木 ありがとうございます。この金額に関しては、1枚単価に関してはすごく妥当というかモノクロ1.2円というふうに今報告ありましたが、聞き取りではもうちょっと安かったと思いますが、比較的リーズナブルな値段かなというふうに思っております。あとパソコンなんですけど、2,623台がリース、959台が再リースというふうに聞いております。職員の数から考えると、ちょっと全部足すと3,500台ぐらいになりますので、何か合っているのかなという気がするんですが、どうでしょうか。

○DX推進課副参事 リースが2,623、再リースが959となっておりますが、実際のパソコンの台数は2,623台でございます。この959台の再リースと申しますのは、パ

ソコンのほうは4年間の長期の契約の後、最後の1年間は再リースとなっております。毎年毎年1年ごとに四、五百台のパソコンをずれた形でリースしておりますので、支出の中で再リースとして959台払っているという形に、決算上はなっておりますけれども、実際には存在するパソコンは2,623台になります。以上です。

○鈴木 分かりました。レーザープリンター37台の再リースが158万9,000円となっておりますが、これも高過ぎるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○DX推進課副参事 こちらの37台のリースにつきましては、故障したときにメーカーが訪問して修繕を行う保守料のほうが含まれておりますので、再リースであります若干高めになっているのではないかと思います。以上です。

○鈴木 保守料金が入っているから高い、先ほどの19台の複合機はカウンター料金に多分保守料金は入っているのではないかと思います。時代の流れとしては、レーザープリンターはもうだんだん縮小し、複合機のほうに集約していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○DX推進課副参事 おっしゃるとおりかと思われます。レーザープリンターのほうはどうしてもトナーを別途単価で発注しております。リース期間終了した後にトナーが例えば余ったり、そういった無駄が出てくる可能性もありますので、複合機ですとスキャナーとかファクスとか、そういった多機能な要素もありますので、複合機のほうに集約していくべきだと考えております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。お願いいたします。

5番の報告書45、ソーラー防災電池に関してです。これは先ほどから何回か出ておりますが、約1,000万、980万ぐらいでしたか、去年の補正予算で買ったものですが、七十何台、ごめんなさい、九十何台だったかな、を購入したと思いますが、これ倉庫にしまいっ放しじゃもったいないと思うんですよ。少なくとも点検とかでは使ってみたんでしょか。

○防災安全課長 こちらの使い道については、先ほどお話しさせていただきましたが、年2回点検をするということで職員が回っているような状況でございます。また、場合によっては地域の訓練で活用するというような形になるかと思っております。以上です。

○委員長 じゃ、鈴木委員、切りのいいところでお願いします。

○鈴木 ここだけちょっと要望と、すみません。これ各近隣センターに多分3台とかあると思うんですが、これしっかり訓練とかで1年に1回は使ってみないことには使い方も分かんないんじゃないかと思うんです。これソーラーパネルって、これぐらいの折りたたみ式のやつは広げて、1メートル、2メートルぐらいになって、それが3台分で蓄電池に充電して、蓄電池から携帯電話につなげるとかいう話だと思うんです。これ日の照っている場所に置かないと意味がないわけです。そういう意味では近隣センター別にこの近隣センターはどこに置くかだとか、そういうところも決めて、しっかり練習しておかないと、いざというとき使えないと思いますし、できればいざというときだけではなくて、ふだんから何か使っていただきたい

なと思いますので、要望として述べておきます。

○委員長 答弁漏れですかね、どうぞ。

○給与厚生室長 先ほど答弁いたしました事務補助委員の賃金の報酬の単価なんですけれども、990円が今年度、昨年度につきましては960円でございます。以上になります。

○防災安全課長 先ほど13番、決算報告書198ページの客引き等対策指導員の夜間の活動時間、私23時までとお答えしました。22時ということで訂正させていただきます。以上です。

○委員長 ほか大丈夫でしょうか。では、以上でみらい民主かしわさんの質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 4時 5分休憩

○

午後 4時 10分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、公明党、塚本委員さん、どうぞ。

○塚本 よろしくお願いたします。それでは、決算書の57ページの国有提供施設等所在市町村助成交付金についてお伺いたします。予算としては、1億4,600万計上されておりますけれども、この対象となる国有提供施設というのは、具体的にどの施設になるのでしょうか。

○資産税課長 対象施設ですが、米軍の施設、それから自衛隊の施設で、柏市では藤ヶ谷にある海上自衛隊、それから大室にある陸上自衛隊の候補者教育訓練所の2施設が対象となっております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。その施設ごとの配分額というのは幾らになるのでしょうか。

○資産税課長 国有資産の種類あるいは用途、それから市の財政状況を勘案して算出されているということで、内訳としては市としては確認できておりません。以上です。

○塚本 ありがとうございます。毎年大体同じくらいの額、固定資産税の代わりになると伺っていますので、金額としては毎年ほぼ同じような金額になるのでしょうか。

○資産税課長 ほぼ同じくらいですが、5年前と比べますと数%上昇しているほどでございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。国有提供施設、先ほど藤ヶ谷の海上自衛隊の基地と陸上自衛隊の基地という2つのお話があったんですけれども、柏にはいわゆる基地としては通信指令の基地があると思いますけれども、そこが除かれているというのは何か理由があるのでしょうか。

○資産税課長 その施設が該当してない理由は、ちょっと後ほど答えさせていただきます。すみません。

○塚本 ありがとうございます。基本的には、基本的というか一般的には迷惑施設に当たるとお思いますので、その国から入ってきたこの金額、交付金について地元の割当てみたいのというのは考えていないのでしょうか。

○資産税課長 こちらは固定資産税の代替的なものあるいは相当額として、その自治体に交付されているものなので、地域還元は行っていないという状況です。以上です。

○塚本 ありがとうございます。通信基地が除かれているのは、多分国の基準が決まっているから除かれているんだと思いますので、ぜひこういった基地対策の予算についても増額できるように、そういうった基準の見直しも国のほうにお願いしていただきたいと思います。こちら答弁は結構です。

次に、報告書の48ページになります。安全で安心なまちづくりの推進事業についてお伺いいたします。先ほどからちょっと同じところが重なっていますけれども、街頭防犯カメラの設置についてお伺いいたします。48ページの右上の表で設置委託で23台、設置補助で19台、合計42台設置したとありますが、それぞれ新規設置で何台、何か所で、更新で何台、何か所になるのでしょうか。

○防災安全課長 防犯カメラ設置業務委託というのが、市が設置したカメラになりますが、こちら23台のうち新規が2台、更新が21台になります。防犯カメラ設置等補助金の19件につきましては、これ町会設置のカメラになりますので、新規19台になります。以上です。

○塚本 設置委託23台で440万円、設置補助19台で527万円とありますけれども、台数が少ないのに費用が高いというのは、何か理由があるのでしょうか。

○防災安全課長 市の設置した大半が、先ほど申し上げた更新21台ということで、更新になります。町会が設置したものは全て新設ということになりますので、更新の場合、市が更新した場合ですと、建柱費、柱の部分、そういったものにつきましては工事費、資機材が、資材がかかりませんので、安価にできるということで、カメラ本体のみの更新ということになります。以上です。

○塚本 ポールとかが再利用しているということですよね。本体だけになるということですね。ありがとうございます。設置委託の更新は、先ほど五、六年と言っていましたっけ、五、六年ですよ。大丈夫です、ありがとうございます。このところに双方向カメラってあるんですけども、これはどのようなものになるのでしょうか。また、どうしてこういうのを採用しているのでしょうか。

○防災安全課長 双方向カメラというのは1台で2方向撮影できるカメラでございます。先ほども御答弁させていただきました145台を条件に、上限に整備をしているというところの中で、1方向、1台で2方向撮影できるカメラを設置しているというような状況でございます。以上です。

○塚本 145台の上限をクリアしないように、うまく活用しているということだと思

います。設置補助の補助先についてなんですけども、これは主に町会だけに、補助先は具体的にどちらになるんでしょうか。

○防災安全課長 町会、自治会、区長等の名簿に明記されている町会、自治会、区及び管理組合、こちらにしております。以上です。

○塚本 そうすると、町会、自治会、管理組合等以外のところというのは基本的にはないということよろしいんでしょうか。

○防災安全課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○塚本 これは県の補助金も活用していらっしゃると思うんですけども、この文章のところで主に通学路の安全対策等を目的としたというところがあるんですけども、県の補助はあくまでもひったくりの補助だと思うので、設置していただいているのはありがたい話なんですけども、県の補助要綱に引っかかるみたいな話というのは出てこないんでしょうか。

○防災安全課長 こちら県の補助要綱の中に犯罪の発生状況、通学路の有無など勘案し、市町村が防犯対策を進める必要があると選定した箇所という定義がございますので、特段通学路を排除したものではございません。以上です。

○塚本 たしか設置している当初は通学路はつけられませんみたいな話があったと思うんですが、時代に応じてちょっと柔軟に多分対応してくださっていると思いますので、いいかなと思っておりますので、設置補助について町会、自治会、区等の話があったんですが、大体それは各町会、各自治会、各区の大体どこら辺に設置しているのが多いんでしょうか。

○防災安全課長 町会で設置しているもの、こちらで補助を出しているものですが、主に交通事故だとか街頭犯罪だとか、そういったものが発生した箇所ですとか、または町会内の細い路地だとか、そういったところに設置している傾向がございます。以上です。

○塚本 これまでの実績でいきますと、設置補助というのは何台、何団体というか、何台分くらいになるんでしょうか。

○防災安全課長 こちらの事業については、平成30年から事業を行ってございますが、これまでに71台設置していただいております。それに対して補助してございます。団体数でいきますと、30団体これまでにございます。以上です。もう一つ、すみません。それで、一番多くつけているところが1町会で8台つけている町会があったりだとか一番少ないところで1町会で1台をつけていると、これはやはり先ほど申し上げましたとおり、街頭犯罪が起こったりだとか交通事故が起こったりだとか路地裏だとか、そういった、場所によって、地域性によって設置台数が違うんじゃないかというふうに推測してございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。補助制度は平成30年から始められたということなんですけれども、先ほどの更新時期を考えると、大体五、六年で更新ってなるとすると、設置補助については新規設置だけじゃなくて、更新についても補助制度はあるんでしょうか。

○防災安全課長 設置年の翌年から5年経過した際に更新について補助する制度がございます。以上です。

○塚本 防犯カメラの設置は、プライバシーの保護の観点から、もちろん慎重な対応が望まれますけれども、いざというときの証拠能力は格段に高いと思っております。実際に松戸市で残念な話の小学1年生の事件というかありましたけれども、連日テレビの報道ではそのお子さんのどっちに進んでいるみたいな防犯カメラの映像が流れておりましたので、何かあったときの証拠能力は本当に格段に高いと思いますので、先ほど通学路の話もしましたけれども、ぜひ可能な限り拡大していただきたいと思うんですが、さっきもちょっと一部答弁重なりますけれども、答弁できる範囲内で結構ですので、もしできなかつたらいいんですけども、柏市でこういうところに役立ったとかという、ちょっと身近な例がもし答弁できる範囲でありましたら、ちょっと御紹介いただけないでしょうか。

○防災安全課長 委員おっしゃるとおり、やはり警察がこの防犯カメラの画像を提供依頼というものが令和3年度でも460件ございます。前年比からしても80数件増えておりますので、やはりこういった防犯カメラ、以前までは防犯カメラをつけることに犯罪抑止力というところがよく言われていましたが、ここ最近は委員さんおっしゃるとおり、これによつての犯罪捜査に多く活用されている事例があるのでないかなというふうに思っております。町会で設置したカメラについても、警察から町会の代表者の方のほうに画像提供等のお話も行っているということをご認識してございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。ひたたくり防止から始まった防犯カメラが通学路の安全対策にも使われているということと、今高齢者が行方不明になるケースも多いので、あらゆるところで活用の範囲は本当に広がってくるんじゃないかなと思います。設置の台数が今142台ということで、先ほどから145台が何か上限みたいな話がありましたけれども、今後の145台以上の増設の予定等はありませんでしょうか。

○防災安全課長 現在145台を上限ということで何度もすみません、お話をさせていただきます。その中で場所を移動したりということも行っているということも先ほど御答弁もさせていただきました。しかしながら、これだけ街頭防犯カメラの重要性というんでしょうか、活用という部分が事例からも、やはり今後の犯罪抑止につながっていくだろう、犯罪捜査に協力していくのに必要だろうというところがございますので、上限台数の見直しというものについても考えていかなきゃいけないのかなというふうに考えてございます。以上です。

○塚本 ちょっとヒアリングのときにお聞きしましたら、145台の根拠というの、近隣市の状況を見て柏市だったらこの程度かなみたいなところがあつたやに聞いていますので、ぜひ副市長におかれましても、もちろん費用の面もありますし、更新でかなりの台数で更新しなくてはいけない面も控えてますけれども、ぜひその145台の壁というのがすごく今までもいろいろあつたように聞きますので、ぜひ増設も含めて検討していただきたいと思っております。何かお考えがあれば、お願いいたします。

○副市長 委員おっしゃるとおり、犯罪の抑止力とともに、例えば御高齢の方の行方不明のときの捜査の段階で有効だということは認識しております。また、町会、自治会等からの要望もあるということ踏まえて、今後増設については検討させていただきたいと考えております。以上です。

○塚本 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。柏市では、小学校42校、中学校21校で、全部で63校でしたっけ、高校入れると64校、各1個ずつつただけでも、各危険なところは各学校1校当たり1か所、2か所じゃないと思ひますので、ぜひまた検討していただきたいと思ひます。

次に、3番ですね、報告書137ページの通信指令施設整備事業についてお伺ひいたします。これもちょっと少し重なっていますけれども、まず137ページの賃借料の支払先と内訳をお示しくください。

○指揮統制課長 高所カメラについてですが、10年間の債務負担行為として契約を締結しております。支払内訳は、高所カメラシステムリース料となります。支払先は契約相手である株式会社J E C Kです。契約内容は、10年間、高所カメラシステムを使用するために必要なカメラの維持、契約期間、契約金額を定めております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。南部クリーンセンターは、まだ更新時期にはちょっと早過ぎると思うんですけども、その今回更新する理由をお示しくください。

○指揮統制課長 南部クリーンセンターに設置したカメラの使用期間ですが、平成26年に設置し、令和3年度で7年が経過しておりました。令和3年度に同時に更新する理由ですが、カメラ本体に若干の不具合が生じており、喫緊に何らかの修理が必要であったこと、さらに新規に契約する通信費用が安価になったことです。浜田委員にも説明したとおり、約年間に288万円から通信費形態が1万と110円という通信費になったことが一番の判断材料です。以上です。

○塚本 10年たっていないですけども、費用対効果を考えると、今回一遍に更新しちゃったほうが安いということですよ。ありがとうございます。令和3年2月1日から、ちば北西の指令センターの運用が開始されましたけども、この高所カメラの操作というのは向こうの指令センターで行うのでしょうか。

○指揮統制課長 松戸市にあるちば北西部消防指令センターでは操作はできません。操作については、柏市の消防指令センターと柏市役所庁議室でも操作が可能です。以上です。

○塚本 他の市町村でも、このようなカメラというのは大体設置されているのでしょうか。分かる範囲内で結構です。

○指揮統制課長 近隣市では、高所カメラを設置していることはありません。以上です。

○塚本 具体的な活用事例って、さっき誰かお聞きしましたっけ、してないか、ちょっと活用事例があればお願ひいたします。

○指揮統制課長 活用事例ですが、建物火災発生時において、出場直後に延焼火災

を確認できたため、速やかに消防部隊へ情報提供することができました。また、消防部隊の部署を指示することで、延長防止の拡大を阻止できました。以上です。

○塚本 ありがとうございます。ドローンを今配備してますけれども、この高所カメラとドローンの活用の併用というのは、こういったところでメリット、デメリットがあるんでしょうか。

○指揮統制課長 ドローンと高所カメラの併用についてですが、ドローンで撮影した映像は、さきに整備していた高所カメラシステムの映像配信機能に相乗りし、消防局や市役所に配信しています。使用方法ですが、高所カメラは、災害の初動で迅速かつ広範囲に災害場所を撮影することで、災害の被害状況を確認します。その後指揮隊が現場到着した後に災害現場の上空を俯瞰的にドローンで撮影し、詳細な情報を消防活動に反映しております。こんなような活動になっております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。高所カメラはスピーディーに現場を即映せて、ドローンはより現場に行き動かし、時間はかかるけど、より詳細なのが出ることですよね。ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、決算書の452ページのAED運搬システム事業についてお伺いたします。この委託先と委託内容をお示してください。

○指揮統制課長 委託先は、株式会社ドーンです。委託内容は、当事業に使用しているアプリケーション、AED GOの専用サーバー管理を委託しております。以上です。

○塚本 現在の救命ボランティアを登録している人がAED運搬システムの対象になるって伺っているんですが、救命ボランティアの登録者数は何人になるんでしょうか。

○指揮統制課長 令和4年9月30日現在ですが、2,053人の登録になります。以上です。

○塚本 このAED GOの何か活用事例等があれば、令和3年度に限らずちょっとお示してください。

○指揮統制課長 活用事例ですが、令和元年から令和4年9月30日までで、救急車より早く登録者が到着し、AEDを搬送した件数は4件になっています。うち2件は、AEDのパッドを装着しております。2件の内訳ですが、1件は、心停止に至らなかったため、電気ショックの適用外でした。さらに1件は、駅周辺で発生した救急事案で登録者と駅員の2者が同時にAEDを搬送したという事例になっております。先に駅員が現場に到着し、AEDを装着したため、登録者が持参したAEDは活用しませんでした。このような活用になっております。以上です。

○塚本 なかなか市民の人がこういったAED GOの救命ボランティアに登録するのも少ないと思いますし、じゃ実際登録して自分の携帯にAED持ってきてくださいみたいな指示が出たときに、なかなかその現場にまで行ってそれを活用するというのは、なかなかハードルが高いと思うんですけども、実際やっぱりそういった事例があるということは、本当にすばらしい取組だと思っておりますので、ぜひさきの登

録者数の増、普及にも向けて取組をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 答弁漏れですか。では、どうぞ。

○契約課長 先ほどの佐藤委員の御質問に対して答弁漏れました件につきましてお答えいたします。令和2年度の一般競争入札におけます1者応札の件数と割合についてお答えいたします。工事が56件、割合が24.2%でございます。測量へ行きます。測量は、件数が19件、割合が9.8%でございます。続きまして、委託でございます。件数が28件、割合が16.6%、最後でございます、物品ですね、32件が件数です。割合が20.1%でございます。以上でございます。

○資産税課長 すみません、塚本委員さんから御質問ございました国有提供施設の交付金の関係でございますが、交付金の対象施設として推進施設が入っているということなんですが、交付金に関する施行令に対象外施設、対象になる施設も書いてありまして、柏の通信所はそこで対象外として定めてあるということを確認しました。以上です。

○委員長 ほかよろしいでしょうか。

○委員長 では、続きまして田中委員さん、どうぞ。

○田中 私が最後ですので、どうかよろしくお願いたします。まず、じゃ総務部、総務部長からお伺いたします。令和3年度の柏市の歳入歳出の決算の総括及び感想、その辺についてどうぞよろしくお願いたします。

○総務部長 一応総括ということで、総務部ですので、担当する中では人件費ですが、前提と、まず前段として、やっぱり基本的には財政においては自主財源の比率を上げて、義務的経費の割合を抑えていくというのが基本線ではないかという中で、今回義務的、その中でも義務的経費の中でも結構な部分を占めますこの人件費についての決算を見ますと、昨年度は約7億円、逆に減少して人件費についてはした形になっておりますが、その主な要因は資料にも見ていると分かるように、退職手当がその中心となっていて、ただ退職手当についてはやっぱり年度においてばらつきがありますので、必ずしもここで一旦人件費が減少したとしても、それがじゃずっと続くのかということ、そうでもないなということを経験した中で、今後の人件費について、どういうふうに見るかということなんですけども、この後控えていますものとしては、定年の引上げですか、それだったり職員や会計年度任用職員さんの人材確保を見据えた給与制度の見直しというものを、これからもやっぱりやっていかなくてはいけないだろうというふうなことを想定しますと、これらの要因、ことは人件費の将来的な増加要因になるのではないかなというふうに今考えております。したがって、私どものほうでは定員の管理も行っていますので、適正な定員管理を通してこの人件費等をモニターをしていきながら、持続可能なやっぱり行政経営に努めていくということが重要であるというふうに総括と、あとちょっと見通しも含めましたが、そのような感想も持っているところでございます。以上です。

○田中 先ほど人件費ということがありましたけども、15ページの業務改善につい

ては、どのような取組をされているのか、お伺いいたします。

○総務部長 私どものほうの総務部のほうでの業務改善の取組ということでは、ちょっと整理した中では2点、1点目が押印ですか、押印の省略ということをして1点挙げさせてもらいまして、これについては昨年度というよりも令和2年の段階で、そのときのカウントですと、約2,500件強の書類とか申請書で押印欄を設けていたんですけども、これを当該年度ですので、令和2年度中に、その中の約67%については省略をしまして、最終的に令和2年度の末の段階では約80%まで省略を進めてきました。残る2割に当たるものとしては件数的には約500件程度まだあるんですけども、これは法令とか等により省略できないものとなっておりますけども、今後も押印の省略を進めまして業務改善を図っていききたいなというふうに考えております。

2点目が、電子決裁でございます。これについては、平成30年から電子決裁の運用を行ってきたんですけども、庁内における普及がはっきりと進んでなくて、令和3年度、昨年度の電子決裁率は2.1%というか1桁台にとどまっていたところ、先ほども御説明しました押印の省略とか、やっぱりこのコロナ禍でのリモートワークなど、やっぱり全体でのDX化に引っ張られる形で一気に庁内の電子化も進んでおりまして、直近における電子決裁の割合が約88%ですか、1桁台だったのが8割強まで庁内での電子決裁が今広がっている状況でございます。一方で、課題としてどうしてもアナログのときには決裁に合わせて添付書類というもので図面だったりとか幾つかまだペーパーでつけていたものがあるんですけども、これについてもやっぱり電子決裁にできない書類というのが今はまだどうしても残ります。これについての取扱いというのが課題としては残るんですけども、引き続き事務改善、業務改善等の狙いの下、事務の効率化と文書の適正管理、これを目標に電子決裁のほうを進めていききたいなと思っております。以上です。

○田中 じゃ、次、企画に行きます。よろしく申し上げます。部長、企画部の令和3年度の歳入歳出について、どのように思われているのか、お伺いいたします。

○企画部長 企画部に関しましては、昨年度やはり新型コロナウイルス対応の事業を行ったという点が特徴として上げられるかなというふうに認識しております。先ほどまでの御質問の中でもありましたけれども、例えば公共施設におけるWi-Fi環境の整備ですとか、あるいは新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の事業選定などを行ったほか、職員の感染拡大防止という観点から、昨年度国の外郭団体が提供するテレワークシステムを活用しまして、テレワークの実証実験を行ったところ、これに関しましては、今年度前回の9月議会で補正予算として計上させていただいたところですけども、やはりコロナ対策でかなりの労力を割いたなところ、今後はまだまだコロナ、今現在は落ち着いている状況ですけども、まだまだ不確実な状況が一定期間続くだろうということと、それをきっかけとして、生活様式の変化というのでもございました。こういったことに対応するために、職員に関しては在宅勤務体制の拡充に向けた取組を行っていききたいと考えております。また、市民対応ということでは、例えばオンライン申請の活用、推進です

ね、そういったことをより一層進めながら業務のほうを行っていきたいと思います。最後になりますけども、先ほども交付金の話ございましたが、きちんと趣旨に沿った効果的な活用についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○田中 ありがとうございます。財政部、財政部長、どうですか。令和3年度の歳入歳出について。

○財政部長 財政部といたしましては、市全体の決算の規模とか、そういった総合的な観点から申し上げますと、令和3年度の歳入歳出については、コロナの対応によるもの、影響が非常に大きくて、令和2年度と比べまして大体15%前後歳入歳出とも減少してございます。そんな中で、トピックといたしましては歳入で市税収入が令和2年度と比較して予想に反して若干の減少にとどまったこと、これが大きなトピックかなと、あと国、県支出金においては令和2年度に定額給付金を実施していますので、これがなくなったことにより大きく歳入歳出とも減少になりましたけれども、ただ依然としてコロナ対応の国の対応ございましたので、依然として国、県支出金の影響が非常に高いということでございます。歳出においては、社会、少子高齢化とか社会保障関係経費、依然として増加の傾向でございます。また、コロナウイルス感染症の対応において非常に財政出動いたしましたので、そういった中では市民生活や社会経済活動を支援する施策に重点的な予算配分をして、扶助費や物件費が大きく増加したものと考えております。そういった中で、歳入歳出の差引きであります実質収支につきましては前年度の実質収支をほぼ残ったというような状況でございます。令和3年度中の収支で財政が賄えたものというふうには捉えてございます。いずれにしろ引き続き社会経済情勢を見極めながら、コロナ以外の通常収支にも目を向けまして、健全財政の維持とともに新たな市民サービスにも柔軟に対応できるような体質の確立に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○田中 行革の財政指標の数値目標だとか、あるいは財政状況の改善についてはいかがでしょうか。

○財政部長 先ほど申し上げましたとおり、市税収入が思ったより減少しなかったというような要因と、あとは国税の増収に伴う普通交付税の増などで非常に一般財源が確保できたということもございまして、例えば各財政指標も非常に改善してございます。例えば経常収支比率では3.7ポイントの改善、それから市債、例えば市債残高におきましては一般会計で約19億円の減少、こういったことが結果として現れてますけれども、これはあくまでも柏市の努力というよりも国の財政状況とか、こういったものによるものでございまして、地方全体がそういった傾向でございます。ですので、個々の数値に一喜一憂するのではなくて、数値の変化とか他団体との比較とか、数字の変化などの動きも捉えながら、財政運営していく必要があるものというふうに考えてございます。また、今後も公共施設の老朽化対策など本格的な市債残高が増えるような状況も想定されますので、事業の選択と集中とか効率的な行

革に伴う効率化などに伴いまして健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○田中 新型コロナウイルスの感染症対策で、令和3年度一般財源が12億2,000万円充てられていたと思うんですけども、これは特に影響があったのかどうなのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○財政課長 先ほど部長からもありましたとおり、令和3年度の予算の段階では市税収入の減という辺りを大きく見込んでいたところですけども、実際には微減で済んだ、また国の交付税等の収入で一般財源が確保されたということで、コロナ対策につきましては、基本的に財政調整基金の活用、繰入金の活用を見込んでいたところですけども、そこを温存といいますか繰入れをすることなく当該年度の一般財源で対応できたということでございます。でございますので、ほかの事業への影響ということはないのかなというふうに考えております。以上です。

○田中 それでは、消防局のほうにお伺いをいたします。第6波が多分令和3年度感染拡大があったと思うんですけども、消防局としてどのような影響があったのか、ちょっとお伺いをいたします。

○救急課長 新型コロナウイルス感染症第5波、第6波ともに、コロナウイルス陽性者の搬送先が見つからない事案が多数発生しました。また、搬送先が決まっても長距離搬送となる事案もありました。消防局としては、保健所に救急救命士や救急有資格者を派遣して、受入先の病院の調整や夜間の電話対応等の取組を実施しました。また、救急の活動時間を要する事案に対しては、コロナウイルス陽性者の搬送先が決定するまでの一時的な待機場所として、柏市消防訓練センターに待機ステーションの設置と平日の日勤隊に救急予備隊を編制しました。以上です。

○田中 全国的には、呼んで搬送先が決まるまでに24時間だとか何十時間だとかって、そういう影響があったと思うんですけども、柏市ではそういう事例はあったんでしょうか。

○救急課長 現場滞在時間、救急車が呼ばれて救急車が現場に着いてから、病院が決まるまでの最長時間が第5波、第6波では一番長いので4時間2分現場滞在した事案がありました。以上です。

○田中 その方は、特に影響はなかったんでしょうか。大丈夫だったんでしょうか。

○救急課長 委員仰せのとおり特に症状に対しては問題ありませんでした。以上です。

○田中 ありがとうございます。公共施設の最適化の消防庁舎の維持管理、各施設の取組状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○企画総務課長 消防庁舎についても、市有建築物保全計画に基づき、庁舎の外壁塗装や屋上防水、空調設備などの改修工事を行っており、令和3年度も計画どおり進められております。以上です。

○田中 ありがとうございます。せっかく危機管理部長も来ていらっしゃるんですけど、今年度新たに創設された危機管理部長、令和3年度の歳入歳出についてのちょ

つと感想というか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○危機管理部長 新たに危機管理部が創設されましたことで、直接的に決算に現れるものではございませんが、自然災害などの防災業務はもとより市内の事務エラーや事故など、各所のリスクやインシデントに幅広く関わることで市民の人命や財産、そして日常を守っていこうと深く考えているところでございます。また、費用面でも当然ながらですが、しっかり留意して貢献してまいりたいと考えております。以上でございます。

○田中 ありがとうございます。22ページの普通建設事業費の令和3年度の危機管理部の所管事業についての取組状況があれば、ちょっとお示してください。

○防災安全課長 報告書22ページにございます取組としましては、大きく3つございます。1つにつきましては、防災対策事業、もう一つが防災施設整備事業、3目が新型コロナウイルスの感染対策事業になります。1目の防災対策事業でございますが、こちらにつきましては市内に整備してございます耐震性井戸付貯水槽ですとか簡易井戸ですとか、そういったものの工事ですとか改修工事を行ってございます。これは老朽化したものの更新という形が主になってございます。また、防災施設につきましては、新設の田中北小学校に防災倉庫ですとかマンホールトイレ、簡易井戸なども整備いたします。この分が含まれてございます。また、新型コロナウイルス対策につきましては、先ほど別の委員さんでもお答えさせていただきましたが、国道16号線の分庁舎入り口のところに今現在大型倉庫、床面積190平米ほどございますが、そちらも整備進めるに当たっての調査委託ですとか設計委託が含まれてございます。一通りコロナについてはほぼ令和2年、令和3年である程度災害対策におけるコロナ感染症備品等についてはおおむねめどが立ったのかなということでございますので、令和4年度以降は女性に配慮した備蓄品の整備だとか、要配慮者に配慮したそういったものについて取組をシフトしていければというふうに考えてございます。以上です。

○田中 ありがとうございます。37ページの防災資材等の充実あるいは街頭防犯カメラの設置、振り込め詐欺等事業のほうの令和3年度の危機管理部の所管事業の取組み状況についてお聞かせください。

○防災安全課長 報告書37ページになります。こちらについては、防災資機材ということで、発災後72時間を乗り切るための避難所における備蓄品だとかを整備してございます。また、街頭防犯カメラにつきましては、昨今の犯罪情勢に鑑みますと、相変わらず窃盗犯の被害が多く出てございますので、市が設置するものと併せまして町会の補助もしながら市内全域での安全確保を図っていただき、いければいいかなと。ただ、これだけに限らず当然ながら防犯灯だとか住民の皆さんが行っていただく取組みを支援していくということも、パトロール等の支援していくということも大事だと思っておりますので、そちらのほうについても整備していきたいと思っております。また、振り込め詐欺につきましては、実際9月末の段階でもう昨年の1億8,000万を上回る被害が正直発生してございます。こちらの振り込め詐欺対

策につきましては最重要と言いましょうか、非常に重要な課題だと思っておりますので、警察と市でこれまでやってきたものでは正直高止まりが続いておりますので、何か新たな取組も含め、考えていきたいと思っております。以上です。

○田中 ありがとうございます。以上で終わります。

○委員長 以上で公明党さんの質疑を終わります。

○委員長 以上で総務委員会所管分の審査を終わります。

執行部の皆様は御退席されて結構です。御苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長 では、ここで今後の予定について再度確認をしておきます。事務局より説明いたさせます。

○事務局 それでは、御説明いたします。今後の審査は、10月24日月曜日に市民環境委員会所管分、10月26日水曜日に教育民生委員会所管分、10月31日月曜日に建設経済委員会所管分、いずれも午後1時からの審査となります。31日は、建設経済委員会所管分審査後、現地視察について御協議いただく予定です。現地視察及び総括審査は11月15日火曜日です。現地視察を実施する場合は午前10時から行い、総括審査を午後1時から行う予定です。総括審査の質疑通告につきましては10月31日月曜日の建設経済委員会所管分の審査後の11月2日水曜日午前9時までが締切りとなっておりますので、よろしく願いいたします。総括審査の聞き取りは11月7日月曜日から9日水曜日までの3日間をお願いいたします。聞き取り日程表は、総括審査の質疑通告と一緒に御提出ください。なお、聞き取りにつきましては、御提出いただきます日程表の聞き取り可能な時間内で終えるよう御協力をお願いいたします。総括審査後には意見・要望事項を御提出いただきますが、こちらは11月17日木曜日の午前9時が締切りとなっておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、採決及び意見・要望の取りまとめは、11月21日月曜日午後1時30分からとなります。提出物については、いずれも作成期間が短く恐縮ではございますが、期日までの御提出に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、不備等ございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。以上でございます。

○委員長 以上、説明のとおりです。

なお、総括審査については、特別職の出席に加え、総務部長、企画部長、財政部長の同席について申出がありましたので、御了承くださいますようお願いいたします。

また、総括審査につきましても1人当たり発言時間20分程度となっておりますので、通告の際には発言時間を考慮した通告をお願いいたします。

また、通告書並びに意見・要望事項につきましては、事前に準備を進めていただき、提出に遅れのないよう御協力のほどお願いいたします。

○委員長 それでは、次の委員会は10月24日月曜日の午後1時から開きます。

以上で本日の委員会を散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 4時55分散会